経済産業省委託事業

パキスタンにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査

2018 年 3 月

独立行政法人　日本貿易振興機構

ドバイ事務所

目次

1. 序文 1

農業セクター 1

工業セクター 2

製造業セクター 2

その他のセクター 2

輸出及び輸入 6

2. パキスタンにおける模倣品の概要 7

3. パキスタンの知的財産法、規則及び協定の概要 12

4. パキスタンにおける知的財産保護に関する政府官庁 15

5. パキスタンにおける知的財産保護に関する司法制度及び裁判所 17

6. 知的財産侵害に対する法的救済措置の概要 18

国境措置 18

刑事訴追 19

民事執行： 23

中間的な救済： 23

7. 知的財産の税関の執行 27

8. 警察による知的財産権執行 45

10. 裁判による救済（民事訴訟）.....55

11. インターネット上の模倣品違法販売への対策.....65

ドメインネーム紛争解決センター（DNDRC）.....73

12. パキスタンにおける知的財産保護及び模倣対策に関する NPO 並びに NGO の概況.....75

13. 知的財産保護に関連する行政府の連絡先.....82

14. 報告書の概要.....85

1. 序文

－ 本書では、パキスタン経済及びパキスタンの商流と物流（輸出入統計を含む）について概説する。

パキスタンはその南がアラビア海に接し、東はインド、西はアフガニスタン、南西はイラン、そしてはるか北東では中国にそれぞれ境を接している南アジアに位置する国である。2017 年に行われた最近の人口調査によれば、パキスタンの人口は 2 億 777 万人と推定されている。

パキスタンの経済状態は 2016～17 年パキスタン経済白書に記録されているいくつかの統計から把握することができる。パキスタンの国内総生産は 3,000 億ドルを超えている。パキスタンの総経済成長率は 9 年間で最高の 5.28%となっているが、昨年は 4.51%であった。総公共負債率は昨年度の GDP の 60.2%から 59.3%に改善した。パキスタンの証券取引所は 2016 年に世界において 5 番目にパフォーマンスの良い株式市場に格付けされた。財政赤字は 2013 会計年度の 8.8%から 2016 会計年度には 4.6%に縮小した。1 人当たりの国民所得は昨年の 1,333 ドルから 1,629 ドルに増加した。消費者物価指数に基づく物価上昇率は平均 4.1%であった。国民備蓄は、2016 会計年度は 14.3%であったのに対して、2017 会計年度は GDP の 13.1%にとどまった。連邦歳入庁（FBR）の税収は 2015 会計年度の 2 兆 5,900 億ルピーから 2016 会計年度の 3 兆 1,120 億ルピーに増加した。外国直接投資は 2017 会計年度の 7 月～4 月に 12.75%の成長を記録した。投資総額は 11%の伸びを記録し、2016 会計年度の 4 兆 5,270 億ルピーから 2017 会計年度には 5 兆 270 億ルピーに増加した。貧困セクターへの支出は 2015～16 年の間に 2 兆 6,947 億ルピーに増加したが、これは GDP の 9.3%であった。

農業セクター

パキスタンの農業セクターは GDP の 19.53%、雇用の 42.3%を占めており、このセクターは昨年の 0.27%の成長に対して、3.46%のプラス成長を記録した。例えば、

- 綿繰りは前年の 22.12%のマイナス成長に対して、5.59%の成長を記録した。
- 牧畜の成長は昨年の 3.36%に対して 3.43%となった。

パキスタンの林業サブセクターは昨年の 14.31%の成長に対して 14.49%増加し、水産業セクターは前年の 3.25%の成長に対して 1.23%の成長を記録した。小麦の生産は昨年の 2,563 万 3,000 トンであったのに対して、2016～17 年は 2,575 万トンに増加した。2016～17 会計年度のコメ生産は 0.7%、サトウキビは 12.4%、トウモロコシの生産は 16.3%増加した。

その結果、農業セクターの成長は昨年の 0.27%に対して、3.46%に改善した。

工業セクター

工業セクターは昨年の 5.8%に対して、今会計年度は 5.05%の成長を記録し、同時に建設セクターは昨年の 14.6%の成長に対して 9.05%の成長を記録している。発電／配電及びガス供給は昨年の 8.43%に対して 3.4%の成長を記録した。

製造業セクター

製造業全体の成長は昨年の 3.66%に対して 5.27%を記録している。大規模製造業の成長は昨年の 2.94%に対して 4.93%まで改善した。鉱業及び採石サブセクターは昨年の 6.86%の成長に対して、1.34%の成長であった。

その他のセクター

就学者数は 2016～17 年末までに 4,783 万 4,000 人に達すると思われる。昨年の病院数は 1,171、公共医療施設は 5,695 及び基本保健医療施設は 5,478 であったが、現在は 1,201 の病院、5,802 の公共医療施設及び 5,518 の基本保健医療施設がある。サービス・セクターは昨年が 5.55%であったのに対して、5.98%の成長を記録した。

次の図に、2008 年から 2018 年までのパキスタンへの**海外投資流入額**を示す*。純 FDI は 2016 年 7 月～10 月と比較すると、2017 年 7 月～10 月は 74.4%増加すると思われる。

注：パキスタンの会計年度は 7 月 1 日から 6 月 30 日までである。カッコ内の数字はマイナスである。

国	08/09	09/10	10/11	11/12	12/13	13/14	14/15	15/16	16/17	2018 年の推定額
米国	869.9	468.3	238.1	227.7	227.1	212.1	223.9	13.2	71.1	22.4
英国	263.4	294.6	207.1	205.8	633.0	157.0	169.6	151.6	68.9	14.6
アラブ首長国連邦	178.1	242.7	284.2	36.6	22.5	(47.1)	213.6	109.7	55.8	24.0
日本	74.3	26.8	3.2	29.7	30.1	30.1	71.1	35.4	45.2	16.5
香港	156.1	9.9	125.6	80.3	242.6	228.5	136.2	93.3	25.0	3.7
スイス	227.3	170.6	110.5	127.1	149.0	209.8	(6.5)	58.0	16.9	1.1
サウジアラビア	(92.3)	(133.8)	6.5	(79.9)	3.2	(40.1)	(64.8)	24.0	1.9	0.2
ドイツ	76.9	53.0	21.2	27.2	5.5	(5.7)	(18.2)	(10.6)	(5.2)	10.8
韓国（南）	2.3	2.3	7.7	25.4	25.8	24.4	14.3	4.0	7.8	0.0
ノルウェー	101.1	0.4	(48.0)	(275.0)	(258.4)	(21.6)	2.7	172.5	(12.6)	(50.2)
中国	(101.4)	(3.6)	47.4	126.1	90.6	695.8	319.1	1,063.6	1,185.6	631.7
その他	1,964.2	1,019.6	631.3	289.7	285.5	255.4	(73.1)	590.6	950.5	260.7

国	08/09	09/10	10/11	11/12	12/13	13/14	14/15	15/16	16/17	2018年の推定額
民営化による収益を含む総額	3,719.9	2,150.8	1,634.8	820.7	1,456.5	1,698.6	987.9	2,305.3	2,410.9	939.7
民営化による収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
民営化による収益を除く FDI	3,719.9	2,150.8	1,634.8	820.7	1,456.5	1,698.6	987.9	2,305.3	2,410.9	939.7

*図の右端の欄は 2018 年の予想結果を示す。

出典：パキスタン政府投資委員会報告書

次の表に、各セクターの海外投資流入額を示す。2016 年 7 月～10 月に対して、2017 年 7 月～10 月の純 FDI 推定額は 74.4%増加した。

国	08/09	09/10	10/11	11/12	12/13	13/14	14/15	15/16	16/17	2018年の
石油及び	775.0	740.6	512.2	629.4	559.6	502.0	300.5	248.9	157.6	57.9
金融業	707.4	163.0	310.1	64.4	314.2	192.8	256.4	289.0	64.3	76.3
繊維	36.9	27.8	25.3	29.8	10.0	(0.2)	43.9	20.0	15.1	6.7
貿易	166.6	117.0	53.0	25.3	5.7	(3.2)	50.5	26.8	31.6	53.2
建設	93.4	101.6	61.1	72.1	46.0	28.8	53.5	46.7	467.7	177.0
電力	130.6	(120.6)	155.8	(84.9)	28.4	71.4	282.2	1,159.2	795.4	422.4
化学	74.3	112.1	30.5	96.3	71.6	94.9	60.3	88.5	12.6	10.0
輸送	93.2	132.0	104.6	18.7	44.1	2.7	6.2	70.2	53.5	10.4
通信（IT	879.1	291.0	(34.1)	(312.6)	(385.7)	434.2	40.1	246.8	28.6	69.4
その他	763.4	586.3	416.3	282.2	765.5	375.2	(105.7)	109.2	784.5	56.4
民営化による収益を	3,719.9	2,150.8	1,634.8	820.7	1,456.5	1,698.6	987.9	2,305.3	2,410.9	939.7
民営化による収益	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
民営化による収益を除く	3,719.9	2,150.8	1,634.8	820.7	1,456.5	1,698.6	987.9	2,305.3	2,410.9	939.7

輸出及び輸入

国家統計局によると、2015～16 会計年度のパキスタンの輸出は 208 億 1,000 万米ドル、輸入は 447 億 6,000 万米ドルに達し、その結果貿易収支は 239 億 6,000 万米ドルのマイナスとなった。

パキスタンから**輸出される一次産品**には既成衣料品、ニットウェア、ベッドウェア、綿布などの布地、綿糸、タオル、既製品、米及びその他の食用作物、果物、家具、皮革商品、大理石、IT 及びソフトウェア、防衛装備、絨毯、ラグ、洋食器類、手術器具、水産物などがある。

パキスタンに**輸入される一次産品**は石油製品、原油、発電機械類、電気機械類及び装置、ヤシ油、鉄及び鋼鉄、プラスチック材料、液化天然ガス（LNG）などである。

本節の参考文献：

1. 2016～2017 年パキスタン経済白書
2. パキスタン政府の国家統計局報告書（2017 年 2 月）
3. 報告書、U. 2.（2016 年）*2016 年外国貿易障壁報告書*、USTR
4. パキスタン政府の 2017 年投資委員会報告書

2. パキスタンにおける模倣品の概要

－ パキスタンにおける模倣品の概況、パキスタンにおける主な模倣品市場、パキスタンにおける主要な模倣品製造拠点、模倣品の流通ルート、模倣品の輸入と輸出など

模倣品とその通流通経路

パキスタンには、その大半が国内市場向けであり、国内で消費される模倣品の製造に携わる多数の地元企業がある。これらの事業体の中には模倣品の輸出業者もいる。パキスタンで製造される主な模倣品には食料品、衣類及び布地、履物、電子機器、光学製品、写真機、医療機器、医薬製品、薬、玩具、ゲームやスポーツ用品、潤滑油、油、化粧品、香水類や香料、塗料、洗面道具、自動車部品、機械類や部品及び機器、本や雑誌、音楽 CD、DVD、皮革商品などがある。英国知的財産庁の**知的財産犯罪の年次報告書 2014/15** によれば、パキスタンは知的財産権侵害製品[1]の上位 5 原産地国の 1 つである。IP Crime and Enforcement Report 2016/17[2]によれば、EU 対外的境界で押収された製品の 1.71%はパキスタンのものである。

食料品：

パキスタンは米国、EU、日本、アフリカ及びイエメンへ直接輸出し、サウジアラビア、UAE 及びイエメンを中継地点として空路及び海路によりその他の湾岸地域経済圏へ間接的に輸出する模倣食料品の主たる生産国である[3]。

---

1 (Group, IP Crime Report 2014/15, 2015)の 10 ページ

2 (Group, IP Crime and Enforcement Report 2016/17, 2017)の 12 ページ

3 (OECD/EUIPO, 2017)の 33 ページ

全世界の税関押収品に関する OECD-EUIPO データベースに収集されているデータによれば、パキスタンは 2011 年から 2013 年までの間、模倣製造食品及び非製造食品の全世界で有数の原産経済国の 1 つである。全世界で押収された金額の 20%はパキスタンのものである[4]。

食品に関する経済国の一般貿易関連模倣度指標（GTRIC-e）では、侵害食品の税関押収度合と各原産経済国の合法貿易度合を比較している。この評価点が高ければ高いほど、問題になっている経済国が模倣品の出所である可能性が高くなる。2011～2013 年のパキスタンの GTRIC-e 評価点は 0.281 である[5]。

模倣衣類と布地

パキスタンは模倣衣類と布地の重要な生産国の 1 つでもあり、これらの模倣品を EU、米国、クウェート及びサウジアラビアに出荷している[6]。模倣衣類及び布地に関して 2011～2013 年に全世界で押収された金額の 2.4%はパキスタンのものである[7]。

模倣履物

パキスタンは模倣履物の重要な生産国であり、これらの模倣品は EU、米国、クウェート及びサウジアラビアに直接出荷される。ほとんどの場合、模倣履物の小型託送荷物は郵便で出荷される[8]。

---

4 (OECD/EUIPO, 2017)の 29 ページ
5 (OECD/EUIPO, 2017)の 30 ページ
6 (OECD/EUIPO, 2017)の 57 ページ
7 (OECD/EUIPO, 2017)の 58 ページ
8 (OECD/EUIPO, 2017)の 64 ページ

模倣光学製品、写真機及び医療機器

パキスタンは模倣光学製品、写真機及び医療機器の重要な生産国である[9]。模倣光学製品、写真機及び医療機器について 2011～2013 年に全世界で押収された金額の 0.1%はパキスタンのものである[10]。2011 年～2013 年のパキスタンの GTRIC-e 評価点は 0.137 である。

模倣玩具、ゲーム及びスポーツ用品

パキスタンはサウジアラビア、クウェート及びバーレーンなどの中継地点を通じて模倣玩具を直接輸出している。模倣玩具、ゲーム及びスポーツ用品について 2011～2013 年に全世界で押収された金額の 0.1%はパキスタンのものである。2011～2013 年のパキスタンの GTRIC-e 評価点は 0.094 である。

パキスタンは模倣玩具、ゲーム及びスポーツ用品を次の国に輸出している[11]。

国／地域	輸送方法
EU	郵便 － 海路
米国	海路 － 郵便
メキシコ（中継地点）	海路
クウェート	海路
サウジアラビア（中継地点）	海路 － 鉄道

9 (OECD/EUIPO, 2017)の 88 ページ

10 (OECD/EUIPO, 2017)の 89 ページ

11 (OECD/EUIPO, 2017)の 99 ページ

模倣品の主な製造拠点及び市場

模倣品製造拠点はパキスタン全域に広がっている。製造拠点は商品の性質及びパキスタン国内の製造センターに従って広がっている。一般に、模倣品製造拠点はパキスタン全域に広がっている。これらの製造拠点は狭い家の中、さらには住宅地内で「家内工業」のように小規模なものであり、そのためこれらの製造拠点は取締機関に見つからずに済んでいる。

食料品：

食料品の製造拠点は国中の至る所にある。大規模工場は政府が設立した工業地帯にある。しかしながら、このような工場は数が少ない。一方、国中の至る所で操業している小規模工場は数が非常に多く、それらは各州の主要都市の中及び周辺に集中している。これらの小規模工場は住宅地の小さな家で操業しており、菓子類、スパイス、飲み物や飲料、あらゆる種類のスナックなどのような食品の製造及び包装を行っている。

模倣衣類及び布地

衣類及び布地の製造拠点は国中の至る所にある。大規模工場は政府が設立した工業地帯にある。しかしながら、このような工場は数が少ない。一方、国中の至る所で操業している小規模工場は数が非常に多く、それらは各州の主要都市の中及び周辺に集中している。これらの小規模工場は住宅地の小さな家で操業しており、ニットウェア、スポーツウェア、プリント布地、縫製及び無縫製婦人服などの製造及び包装を行っている。

模倣履物

履物の製造拠点は国中の至る所にある。大規模工場は政府が設立した工業地帯にある。しかしながら、このような工場は数が少ない。一方、国中の至る所で操業している小規模工

場は数が非常に多く、それらは各州の主要都市の中及び周辺に集中している。これらの小規模工場は住宅地の小さな家で操業している。

模倣光学製品、写真機及び医療機器：

電子機器、光学製品及び医療機器の製造拠点は国中の至る所にある。模倣電子機器の大規模製造拠点は通常、主要都市の卸売市場の中にある。一方、国中の至る所で操業している小規模工場は数が非常に多く、それらは各州の主要都市の中及び周辺に集中している。これらの小規模工場は住宅地の小さな家で操業しており、模倣品の製造及び包装などを行っている。

3. パキスタンの知的財産法、規則及び協定の概要

同国の法体系は商標、特許及び意匠、著作権者を適切に保護しており、法的な救済措置を積極的にかつ事前対応的に求める著作権者は法の適正手続きによって模倣の脅威を抑制することができる。

知的財産法の制定法の枠組み

さまざまな知的財産に関係のあるパキスタンの関連制定法は次のとおりである。

2012 年パキスタン知的財産機構法は、パキスタン知的財産機構（IPO）と呼ばれる中央統括組織を主として創設するために施行された最新制定法である。IPO パキスタンが創設された時、それが商標登録局、特許及び意匠局、著作権局などのさまざまな既存知的財産局の管理統制責任を引き継いだ。これまで、これらの局は別個の政府省庁の管轄下で役割を果たしていたが、それがすべての局にわたる一貫性のある知的財産政策の実施の妨げとなっていた。

商標の登録、施行、模倣及び侵害については以下のものがある。

- 2001 年商標令（民事）
- 2004 年商標規則
- 1860 年パキスタン刑法（刑事）
- 1969 年関税法
- 1976 年薬事法（薬品／医薬のみに適用）

著作権の登録、施行、模倣及び侵害については以下のものがある。

- 1962 年著作権令（2000 年著作権令による改正を含む）は著作権に関する主な制定法である。
- 1967 年著作権規則
- 1968 年国際著作権法
- 1981 年著作権委員会（手続）規定
- 1969 年関税法

特許と意匠の登録、施行、模倣及び侵害については以下のものがある。

- 2000 年特許令及び 2000 年登録意匠令では特許と意匠が別々に取り扱われている。
- 1933 年特許及び意匠規則
- 2000 年集積回路登録レイアウト設計令
- 1969 年関税法

国際条約及び協定の加盟国

パキスタンは知的財産に関する次の条約及び協定の加盟国である。

- 条約

  i） 世界知的所有権機関設立条約（WIPO）

ii) 1886 年文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、1948 年以来

iii)1952 年万国著作権条約、1955 年以来

iv) WTO／TRIP 協定

v) 工業所有権の保護に関するパリ条約、2004 年以来

4. パキスタンにおける知的財産保護に関する政府官庁

商標：

商標登録局

パキスタン知的財産機構

Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+92-21-99230538
ファックス：+92-21-99231001

電子メール：tmr@ipo.gov.pk

特許及び意匠：

特許庁

パキスタン知的財産機構

Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+92-21-99230591
ファックス：+92-21-99230592

著作権：

著作権局

パキスタン知的財産機構

Registrar Central Copyright Office
Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+92-21-99230140
ファックス：+92-21-99230140

電子メール：copyright@ipo.gov.pk

税関：

知的財産権執行総局（パキスタン税関）

連邦歳入庁

パキスタン政府

Room No. 354, FBR House
Constitution Avenue-Islamabad
電話：051-9209450

5. パキスタンにおける知的財産保護に関する司法制度及び裁判所

パキスタンの司法制度は 2 つのクラスの裁判所、すなわち上級裁判所と下級裁判所という階級制度で構成されている。上級裁判所はパキスタン最高裁判所、連邦シャーリア裁判所及び 5 つの高等裁判所で構成されており、最高裁判所がその頂点に立っている。4 つ州にはそれぞれ 1 つの高等裁判所があり、イスラマバード首都圏にも高等裁判所が 1 つある。

下級裁判所は民事／刑事地方裁判所及び**知的財産**、銀行、保険、関税と物品税、医薬品、テロ、税金、環境、消費者保護及び腐敗防止などを取り扱う多くの特殊裁判所で構成されている。

2012 年 12 月 6 日に、2012 年パキスタン知的財産機構法が施行され、この法令に基づいて知的財産専門裁判所が設立された。この裁判所には、商標、著作権、特許と意匠に関するすべての問題に対する独占的な民事／刑事裁判権が与えられている。ラホールとイスラマバードの裁判所は完全に機能しているが、カラチの裁判所は本書の作成時点では部分的にしか機能していない。このような裁判所の命令によって権利を侵害された人は関連する高等裁判所に上訴することができる。知的財産裁判所は知的財産訴訟だけを取り扱う特殊裁判所である。知的財産訴訟があらゆる種類の民事訴訟を審問する地方裁判所の裁判官により審問され、裁かれていた従来のシステムと比較すると、知的財産裁判所に任命された裁判官は、知的財産法に関する適度なレベルの知識を持っている。

6. 知的財産侵害に対する法的救済措置の概要

－ 法的救済措置の特徴、最も頻繁に用いられた救済措置、救済措置を適切に使用する方法に関する助言、各救済措置の使用頻度に関する統計

－ 最も有効な施行手段（例：刑事的な措置をとるのは困難である。国境管理に重点を置くべきである。）

幸いにも、同国の法体系は商標のみならず特許及び意匠の権利所有者並びに法的な救済措置を積極的にかつ事前対応的に求める権利所有者が法の適正手続きによって模倣の脅威を抑制することができるようになっている。使用可能なさまざまな法的救済措置について以下で論じる。

国境措置

著作権、商標、特許又は意匠の権利を侵害する物品の輸出入に関して、税関による効果的な保護を求めることができる制定法の規定がある。

パキスタンの税関当局は、知的財産権の保護にかかる事項について、通例、効果的な協力をしている。パキスタンの税関の手続き及び規則は、他のいくつかの国ほど正式化しておらず、仕組みが事案ごとに異なることがあり、手続きも系統だった順序にいつもなるわけではない。にもかかわらず、定期的なコンタクトと「プッシュ」が税関に必要であるという但し書き付きで、こうした手続きの趣旨は守られており、仕組みはよく機能している。関税法執行による救済の詳細は、本報告書の以下の節で述べる。

刑事訴追

商標の模倣・侵害について、刑事手続き及び罰の規定がある。パキスタンの商標の模倣・侵害にかかる刑事制定法は、1860 年パキスタン刑法、1886 年刑事訴訟法及び 1976 年薬事法（製薬に関してのみ）である。

商標の模倣に対する刑事訴訟は、登録された商標についてのみできると一般的には理解されている。しかし、1860 年パキスタン刑法の第 478 条は商標の用語について次のように定義しているので、これは正しくないであろう。

> 「***第 478 条　商標***　物品が特定の者の製造物又は商品であることを示すのに用いられる標章を商標とし、本法において、「商標」の用語は 1940 年商標法（V of 194）による商標登録簿に登録されている商標を含む。」

留意すべきは、上記の法規定は「商標の模倣」としており、登録された商標の模倣としていないため、未登録の商標についての刑事訴訟も可能であろうということである。しかし、現在まで、未登録の商標について刑事事件が提起されたことはなく、刑事裁判所が未登録の商標を基に提訴された刑事手続きを受け入れたか否かを確定できる事件の報道はないようである。

パキスタンでの商標の使用が、未登録の商標に対する違反についての刑事訴訟を始める前提条件である。商標が登録されている場合は、使用が望ましい。

商標の模倣及び侵害の犯罪についての刑事訴訟にかかるパキスタン刑法の重要な規定を以下に示す。

> ***第 479 条　財産の標章***　*動産が特定の者に属することを示すために使用される標章は、財産の標章という。*

> ***第 480 条　虚偽の商標の使用***　*標章を付けた物品又は標章を付けた容器に含まれる物品について、その者のものでない製品又は商品をそうであると信じさせるように合理的に計*

画した方法で、物品又は物品を含む箱、包装もしくはその他の容器に標章を付け、又は標章を付けた箱、包装もしくはその他の容器を使用するいずれの者も、虚偽の商標を使用するものという。

第 481 条　虚偽の財産の標章の使用　*標章を付けた動産もしくは物品又は標章を付けた容器に含まれる動産もしくは物品について、その者に属さないものをそうであると信じさせるように合理的に計画した方法で、動産もしくは物品又は動産もしくは物品を含む箱、包装もしくはその他の容器に標章を付け、又は標章を付けた箱、包装もしくはその他の容器を使用するいずれの者も、虚偽の財産の標章を使用するものという。*

第 482 条　虚偽の商標又は財産の標章の使用の罰則　*虚偽の商標又は財産の標章を使用した者は、詐欺の意図なしに行ったと立証しない場合には、1 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。*

第 483 条　他の者の使用する商標又は財産の標章の模倣　*他の者の使用する商標又は財産の標章を模倣した者は、2 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。*

第 484 条　公務員の使用する標章の模倣　*公務員の使用する財産の標章、又は財産が特定の者によりもしくは特定の時もしくは場所で製造されたこと、財産が特定の質であることもしくは特定の部署を合格したこともしくは財産が免除される資格があることを示すために公務員が使用する標章を模倣し、又は模倣であることを知りながらこうした標章を真正なものとして使用した者は、3 年までの懲役及び罰金に処する。*

第 485 条　商標又は財産の標章の模倣のための器具の作成又は保有　*商標又は財産の標章の模倣のための型、版その他の器具を作成もしくは保有し、又は物品がその者の製品もしくは商品でないのにそうである旨もしくはこれらがその者に属さないのにそうである旨を示すために商標又は財産の標章を保有する者は、3 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。*

第 486 条　模倣の商標又は財産の標章の付いた物品の販売 *模倣の商標又は財産の標章の付いた物品もしくは物、又は物品を含む箱、包装その他の容器に模倣の商標又は財産の標章のある物品もしくは物を販売し、見せ、又は販売、取引もしくは製造のために保有する者は、以下のいずれかのことを証明しなければ、1 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。*

(a) 本条違反の行為に対しあらゆる合理的な予防策をとり、被疑行為の実施の際に当該標章の真正さを疑う理由がなかったこと

(b) 検察官の要請により又はそのため、当該物品又は物を供与した者について、できる限りの情報を提供したこと、又は

(c) その他善意で行動したこと。

第 487 条　物品を含む容器の虚偽標章の作成　*容器が含んでいない物品を含んでいることもしくはその逆、又は容器に含まれている物品がその本当の質と異なることを、公務員又はその他の者に信じさせるように合理的に計画した方法で、物品を含む箱、包装その他の容器の虚偽の標章を作成した者は、詐欺の意図なしに行ったと立証しない場合に*

は、3 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。

第 488 条　虚偽の標章の使用の罰則 *前条において禁じられている方法でこうした虚偽の標章を使用した者は、詐欺の意図なしに行ったと立証しない場合には、前条違反の行為を行ったと同様の罰則に処する。*

第 489 条　害を及ぼす意図のある財産の標章の改ざん *他の者に害を及ぼすであろうことを意図し又は知って、財産の標章を除去し、破壊し、損ない又は手を加えた者は、1 年までの懲役もしくは罰金又はこれらの双方の罰則に処する。*

刑事訴訟の結果の救済は、商標の模倣の犯罪による懲役及び罰金を含む。罰金は小額で、懲役は処されないのが通例であるため、これらの救済は、一般的に抑止として不十分である。

以上の他、侵害している物品の差止め、没収及び破壊の救済もある。差止めは、侵害及びそのなるべくすぐ後に行いうる。このときに行わない場合、調査により行いうる。没収は、裁判の終了後にのみ、被疑者がその犯罪について有罪とされた場合だけ、命じることができる。これには、12～18 カ月要するのが通例である。

刑事事案では、侵害者を訴追するのは州である。商標の所有者は、刑事侵害事案を遂行するため、自分の弁護士を雇うことができる。仮にそうしても、警察及び州の法律家がさまざまな段階をこなすペースが、事案の終結のタイミングを決める。商標の所有者の弁護士の主な役割は、実際の法を裁判所に提示し、証人の尋問及び反対尋問を助け、実際の適切な手続きの採択について警察及び州の法律家を導くことである。州の法律家や警察は、商標法の複雑な原則に通じておらず、随時、事案の適切な提示のため原告の弁護士からの助言を求めなければならない。

刑事裁判所が侵害者を懲役に処する場合、その代わりに罰金を払って懲役判決を避けることはできない。裁判所は、罰金の額及び懲役の期間を決定する際、侵害者の過去の記録を検討する。

以前は治安判事裁判所で始められていた知的財産事件のすべての刑事手続きは、現在は、関係の知的財産審判所（第一審）で始められる。ここの判決は、高等裁判所に控訴できる。高等裁判所の判決は、特別の上告の許可によってのみ、最高裁判所に上告できる。

民事執行：

1. 裁判後の差止め

裁判後の差止めの救済を得ることができる。侵害の民事手続きでは、損害賠償及び／又は利益についての責任を主張することができる。原告は、商標の侵害により被った害について補償を受けるのに適切な損害賠償を主張できる。商標の侵害について被告から得ることができる損害賠償額に制限はない。原告は、被告の利益のみならず、損失した利益についても主張できる。製品の製造及び販売の費用は控除されるのが通例であるが、特に侵害が意図的で被告が原告の業務を知っていた場合は、控除に反対できる。

しかし、実際の慣行では、損害賠償の判定を執行することは難しい。損害賠償の判定は通常の執行申立てによって執行しなければならないので、これを執行する手続きがとても複雑で、完全な裁判を要することがあるからである。

上記とは別に、侵害の訴訟では一定の他の救済も可能であり、これには侵害している物品の破壊、又は侵害している物品を製造するために使用される材料、型もしくは版の押収を含む。しかし、機械及び器具の押収は、刑事手続きにおいてのみ一般的に可能である。

中間的な救済：

パキスタンでは、いかなる中間的な救済又は命令も、これらの申立てとともに主となる訴訟が提訴され、又は現に係属中である場合のみ、得ることができる。主となる訴訟なしの中間的な命令という概念はないからである。

1. 仮差止め

侵害の発生を防止し、又は当事者が侵害を止めるよう命じるため、仮差止めを得ることができる。これについての制定規定は、1908 年民事訴訟法第 151 条にかかる令 39 規則 1 及び 2 による申請である。裁判所は、これらの規定が民事訴訟法の中核的な規定である点で、これらに精通している。法の要件が満たされている適切な事件では、所有者の権利を保護するため裁判所が仮差止めを認めるのが通例である。

しかし、裁判所の仮差止めの認定は、その性質上裁量的であり、個々の事件の事実及び状況による。事件によっては、被告は普通、仮差止めを認めることに非常に強く反対し、通常多くの技術的な反論をするので、仮差止めを得るのが難しいこともある。

よって、こうした反論に耐え、仮差止めを得る機会を改善するためには、原告は、徹底的かつ完全に申立ての準備をしなければならない。中間的な差止めを認める基準（つまり、自明の事実の存在、利便性の均衡及び回復不能な損失の可能性）を満たすため、原告は、請求書の写し、売上げの数字、宣伝販促の費用、広告の切抜き等の商標の使用の証拠を提出すべきである。こうした証拠は、差止めを認めなければ原告に回復不能の損失をもたらしそうであると認めさせるのに役立ち、また、仮差止めの認容又は拒否の場合の当事者の利便性又は不利便性の均衡を判断する際に重みを持つ。原告は、また、申立ての中でその登録と商標の使用の詳細を述べ、これに依拠することを確実にしなければならない。請求書上の商標侵害者以外の者（商社、商標所有者の子会社等）の名前を含め、すべての必要な説明をすべきである。

技術的な理由による敗訴を避けるため、原告は、確実に、その所有権及び商標の使用のすべての面がきちんと整理されるようにすべきである。法的手続きの開始の決定は迅速に行い、提訴が不必要に遅れないようにする必要がある。遅延は、暫定的な差止めを求める成功の機会にとって、致命的なことがあるからである。

司法は、仮差止めの認定に関する法をうまく運用し、一貫して守っている。仮差止めの認定についての原則は、最高裁判決（PLD 1970 SC 139, 1974 SCMR 519 及び 1992 CLC 1551）によって築かれている。判決は、中間的な差止めを得るためには、原告は、自明の事実の存在、原告に有利な不利便性の均衡及び差止めが拒否された場合原告が回復不能な損失を被る可能性を示さなければならない、と述べる。上記 3 つの要素が原告有利であれば、通

常は、中間的な差止めが認められる。商標侵害に関する2つの事件（PLD 1973 Karachi 289及び1988 MLD 406）では、自明の事実が強く示されている場合、他の2つの要素（不利便性の均衡及び回復不能な損失の可能性）は背景に退き、差止めが認められるとさえ、判決が下されている。

他のパキスタン最高裁判決の画期的な事件（1987年SCMR 1090で報じられている*Tabaq v. Tabaq*）では、原告が登録済み商標を持っているというだけの理由で、仮差止めを認める3つの要素すべて（つまり、自明の事実、不利便性の均衡及び回復不能な損失の可能性）は、原告に有利とし、差止めを認めることができる、と判決が下された。

仮差止めを得るのに必要な侵害の証拠は、被告が侵害する商標を使用している又は使用する危険があることを示すいかなる文書も含む。これは、被告が商標を使用している又は使用する意図があることを示す、製品の包装、製品の売出し又は売出し意図の広告、価格リストその他のふさわしい文書のいずれでもよい。

仮差止めを認め又は拒否する命令に対しては、高等裁判所に控訴できる。

2. 中間的な捜索及び押収の命令：

民事法では、証拠が破壊される明らかなリスクがあるとき、違反となる物品を押収し、証拠を保全するため捜索及び押収の命令を得ることができる（アントン・ピラー命令）。この命令は、訴訟が始まった同日に得ることができる。中間的な捜索及び押収の命令を得るには、民事訴訟法第151条にかかる令39規則7及び令26規則9にかかる第75条による申請をしなければならない。この申請には、命令を得る適切な根拠を記した宣誓供述書が必要である。裁判所はこの申請を審査し、適切であると認めれば、他方の当事者に答弁書を提出するよう通知することができる。弁論を聴取後、命令を出すことができる。しかし、実際上効果的にするため、通例、この命令は一方的に出される。通例では、裁判所は、捜索及び押収のため、裁判所の委員として、独立の法律家又は裁判所の書記官を任命する。警察の支援が必要な場合には、裁判所に要請を行うことができ、被告が命令に抵抗しそうであると原告が懸念するときは、裁判所は、その裁量で、一人又はそれ以上の警察官に捜索及び押収の実施を支援するよう命じることができる。

裁判所の委員は、被告に対し命令を執行し、侵害している製品の一覧表を作成する必要があり、その後委員は裁判所に報告書を提出する。実施中に押収された侵害している製品は、裁判の間委員が保持し、又は裁判所自体が保管することができる。一般的に、この押収の命令はとても効果的で、その実施は迅速かつ効果的である。この命令は、捜索対象の敷地に保管されている模倣品の量を判断するのに特に役立ち、損害賠償額を決めるのに有用である。また、模倣品の押収は、侵害者に対し侵害の否定できない証拠となる。

7. 知的財産の税関の執行

(1) 適用法、権利、権限ある当局及び統計

(2) 差止対象の模倣品

(3) 税関における知的財産権の登録制度（利用可能である場合）

(4) 差止めの手続き

－ 必要な書類、没収前の手続き、没収後の手続き、処分、罰則、手数料、保証料、代理手数料、手続きのフローチャート

(5) 税関での情報共有（例：データベース）

(6) 税関による国境管理の実際の運営（例：法令との乖離）

(7) 典型的な成功事例及び失敗事例、並びにそこから得た教訓

商標、著作権、特許権、意匠及び集積回路のレイアウト設計を侵害する物品の輸出入に関し、関税部に効果的な保護を求めることを可能にする制定規定がある。

税関の執行についての主な適用法は、以下のとおりである。

1. 1969 年関税法
2. 2001 年税関規則（第 28 章）
3. 2001 年商標令
4. 2000 年特許令
5. 2000 年登録意匠令
6. 2000 年著作権令
7. 2000 年集積回路登録レイアウト設計令
8. 2012 年パキスタン知的財産機構法

パキスタンの関税法律では、1969 年関税法第 15 条が、明確に模倣物品の輸出入を禁じている。パキスタンの税関は、自ら主導して、又は、権利保有者から関税部に提出された申請により、輸出入する意図にかかる一定の知的財産権を侵害する物品を留置する行為を開始できる。

1969 年関税法第 15 条は、輸出入の禁止について次のように定めている。

> ***第 15 条　禁止***　*次の号に掲げる物品をパキスタンに持ち込み又はパキスタンから持ち出してはならない。*
>
> *a)　模造の硬貨、偽造又は模造の紙幣及びその他の模倣製品*
>
> *b)　猥褻な本、パンフレット、新聞、絵、絵画、表現、画像、写真、映画又は品物、ビデオ、レコード、CD もしくは他の媒体の録音録画*
>
> *c)　1860 年パキスタン刑法（1860 年法 XLV）に定義する模倣の商標、又は 1962 年著作権令（1962 年 XXXIV）、2000 年集積回路登録レイアウト設計令（2000 年 XLIX）、2000 年登録意匠令（2000 年 XLV）、2000 年特許令（2000 年 LXI）及び 2001 年商標令（2001 年 XIX）に定義する偽りの取引表示が付けられた物品、又は第 32 条の規定に違反して輸出入される物品*
>
> *d)　次の場合を除き、パキスタン外で製造され、パキスタン内の製造者、取引者又は商人の名称又は商標である、又はこれらであると称する名称又は商標を付けた物品*
>
> *(i) 名称又は商標のすべてに、物品がパキスタン外の場所で製造されたことを示す明確な表示が付されている場合*

(ii)その場所がある国を、名称又は商標の字と同じ大きさで同様に目立つように、また同じ言語及び文字で表示してある場合

e) 1962 年著作権令（1962 年 XXXIV）、2000 年登録意匠令 8、12 頁（2000 年 XLV）及び 2000 年特許令（2000 年 LXI）それぞれに定義する著作権、集積回路のレイアウト設計、工業意匠及び特許権の侵害のある物品

f) パキスタン外で製造された販売目的である物品で、当該物品の属する分類又は意匠、特許もしくは著作権の虚偽もしくは明らかな模倣について、1962 年著作権令（1962 年 XXXIV）、2000 年集積回路登録レイアウト設計令（2000 年 XLIX）、2000 年登録意匠令（2000 年 XLV）、2000 年特許令（2000 年 LXI）及び 2001 年商標令（2001 年 XIX）による著作権がある意匠を付けたもの。ただし、この意匠、特許又は著作権の登録された所有者、権利の保有者のライセンス又は書面の同意を得て、この意匠が付けられている場合を除く。

1969 年関税法第 16 条は、物品の輸出入の禁止又は制限の権限について、次のように規定している。

第 16 条　物品の輸出入の禁止又は制限の権限 *連邦政府は、随時、官報の通知により、特定の表示の物品を陸海空路でパキスタンに持ち込み又はパキスタンから持ち出すことを禁止又は制限できる。*

1969 年関税法第 17 条は、輸入物品の留置、押収及び没収について税関職員に次のように権限を与えている。

第 17 条　第 15 条又は第 16 条に違反して輸入された物品の留置、押収及び没収 *物品が第 15 条又は第 16 条に基づく通*

知に違反してパキスタンに輸入された、又はパキスタンから輸出されようとする場合には、当該物品は、違反者が本法もしくは本法に基づく規則又は他の法律により責に服する他の罰則を害することなく、留置、税関の徴収官補以上のランクの職員の承認により押収又は没収され、及び必要な場合には裁判により押収又は没収に処する。

パキスタン税関は、ほとんどすべての知的財産権について処置をとる権限がある。

パキスタンの税関の権限は、次の知的財産権に及ぶ。

- 商標権
- 著作権
- 意匠権
- 特許権
- 集積回路のレイアウト設計

商標権

パキスタンの税関は、登録済み又は未登録の商標を付けた物品の**輸出入**を制限する広範な権限を持っている。しかし、未登録の商標について保護を求める場合には、通例、税関は、所有者、使用者、評判及び善意の証拠を要求する。

パキスタンの税関は、いくつかの事案で、輸出入双方について商標侵害の事項の効果的な保護を行ってきた。そして、侵害している物品には、侵害者に補償しないで、没収命令を出してきた。

税関では商標について 2 つの種類の処置が可能であることに留意することが重要である。つまり、2001 年商標令による処置と 2001 年改正税関規則（第 28 章）により 2017 年に改正された 1969 年関税法による処置である。

商標令では、「*登録済み*」商標についてのみ処置が可能であり、税関は物品が登録済み商標を侵害していると判断すると、知的財産権者に対し、没収等に関するさらなる措置について民事裁判所に連絡することを指示しなければならない。

しかし、1969 年関税法のみに基づいて処置がとられる場合には、登録済み及び未登録の商標双方について処置が可能であり、税関は、民事裁判所の関与なしに、没収等に関しあらゆる事項を判断できる。

著作権

パキスタンの税関は、著作権を侵害するものの輸出入を制限する広範で効果的な権限がある。パキスタンの税関が著作権を侵害するものを留置、押収、没収したさまざまな事例がある。

意匠権

関税法は、登録済みの意匠を侵害する物品の輸出入を具体的に禁止している。よって、関税部は、登録済み意匠の証拠が出されれば、意匠権者による適切な申請により行動する権限がある。しかし、輸入物品が意匠侵害の主張によりパキスタン税関に留置されたケースは数例しかない。

特許権

特許権の違反の場合、他の救済又は措置のうちで、特許権侵害の訴訟にかかる裁判所は、暫定措置として、通関を終えた輸入物品が商業チャンネルに入るのを防止するよう命じることができる。かくして、裁判所で係属中の侵害の訴訟における輸入又は商業的利用の合法性に関する最終的判断まで、税関当局は、裁判所の命令により、輸入された侵害製造物の仮留置について、特許令に基づく権限を持つ。

関税法は、特許権を侵害する物品の輸出入を具体的に禁止している。よって、関税部は、登録済み特許権の証拠が出されれば、特許権者による適切な申請により行動する権限がある。

集積回路のレイアウト設計

関税法は、登録済みのレイアウト設計を侵害する物品の輸出入を具体的に禁止している。よって、関税部は、登録済みレイアウト設計の証拠が出されれば、権利を持つ者による適切な申請により行動する権限がある。

(3) 税関における知的財産権の登録制度（利用可能である場合）

2016 年、関税部は、税関による知的財産権の執行のため、パキスタン知的財産機構（IP0）との間で知的財産権所有者に関するデータ／情報を共有するための覚書を調印した。現在では、関税部は、商標、著作権及び工業意匠の所有者の詳細を維持している IP0 パキスタンのデータベースにアクセスできる。最近導入された実務によれば、権利者からの申請を受け取り次第、関税部は権利者の詳細を IP0 パキスタンの記録データベースに照会し、商品の押収のため、命令を伝達する。したがって、関税部が IP0 に登録された知的財産権に基づいて適切な措置を確実に講じるためには、IP0 への商標、著作権、特許及び意匠の登録を維持することが重要である。

現在では、IP0 は税関の記録のための別個のデータベースは備えておらず、現存の商標登録は税関当局と共有されている。

(4) 差止めの手続き

ー 必要な書類、没収前の手続き、没収後の手続き、処分、罰則、手数料、保証料、代理手数料、手続きのフローチャート

関税部は、知的財産権を保護することをパキスタンの法律で要求されており、そのような法律の施行及び執行が行われない場合、そのような法律の施行及び執行についての関税部の責務を果たすことを関税部に要求する指示を求めて、高等裁判所へ憲法に基づく申立てを行うことができる。

パキスタンの税関は、侵害商品の輸出入に関しては独自に対策を講じる権限を有している。ただし、実務上は、税関が自発的に行動することはまれであり、通常は、公式の申立てを税関へ提出することが必要と考えられている。しかし、パキスタンの税関が偽造商標を付された商品を自発的に押収し、通常の手続きが開始され、侵害商品の没収が命令された事例がある。

2001 年の関税規則では、権利者は、知的財産権（すなわち、商標、著作権、特許、意匠等）並びに被疑商品について可能な限り詳細を示して、所定の態様によって、IPR 長官（執行）に申請することが必要である。権利者は、申請にあわせて、関税当局をすべての責任について免責する保証書を提出することを要求される。さらに、権利者は、商品の押収が誤りであった場合の商品の所有者への補償のため、500,000 パキスタンルピー又は被疑侵害商品の価値の 25%のいずれか高い金額と同額の銀行保証を差し入れることを求められる。

商標（未登録の商標の場合、この申請は関税法に基づいてのみ提出できる)、著作権、特許、登録意匠又は集積回路レイアウトデザインの所有者、あるいは、所有者から当該知的財産権の侵害に対して措置を講じる権限を与えられた者は税関への申請を提出できる。著作権の場合、「著作権に利害関係を有する者」は申請を提出できる。著作権に利害関係を有する者は、所有者又はライセンシーに限定されない。代理人、真正商品の代理店又は販売業者は利害関係を有する者に該当する。商標条例は、具体的に、侵害があった場合には税関に対する行為を開始することをライセンシーに許可している。同様に、特許条例も、独占的ライセンシーに侵害訴訟を提起することを認めている。

知的財産権の所有者が、税関に対して申請することが望ましく、かつ推奨されるが、独占的ライセンシー及び非独占的ライセンシーのいずれも申請できる。ライセンシーの申請する権限はライセンス契約で明文規定されていることを要する（著作権、商標及び特許の場合には、ライセンシーが独自に申請できる)。

知的財産権を保護するための関税部による法的措置を求めるためには、「申立て」の形式で公式な申請を行うことが推奨される。申請書には少なくとも以下の情報（又は、そのほとんど）を含めることが必要である。

- 保護を求める知的財産権の詳細：

知的財産権	**提供が必要な情報**
商標	○ 権利者が使用する商標の詳細な説明 ○ 商標が使用されている期間 ○ 商標使用の対象である商品 ○ 商標が使用されている国 ○ 登録の詳細（パキスタンで登録されている場合） ○ 全世界及びパキスタンで当該商標が有する名声及びグッドウィルの程度 ○ 意図されているパキスタンへの輸入又は輸出の詳細（そのような情報が入手可能である場合）
著作権	○ 作品の詳細な説明 ○ 著作後の年数 ○ パキスタン又は外国における出版の詳細 ○ 著作者又は所有者の説明 ○ 登録の詳細（パキスタンで登録されている場合）

意匠	○ 権利者が使用する意匠の詳細な説明 ○ 意匠がパキスタンで使用されていればその期間 ○ パキスタンでの登録の詳細 ○ 意匠が登録されている国 ○ 全世界及びパキスタンで当該意匠が有する名声及びグッドウィルの程度 ○ 意匠を使用する物品の詳細
集積回路のレイアウトデザイン	○ 権利者が使用している集積回路のレイアウトデザインの詳細な説明 ○ パキスタンで当該デザインが使用されていればその期間 ○ パキスタンにおける登録の詳細 ○ デザインが登録されている国 ○ 全世界及びパキスタンで当該デザインが有する名声及びグッドウィルの程度
特許	○ 発明の詳細 ○ 完全な明細書と特許請求の範囲のコピーを添えた特許文書の対象である発明の詳細 ○ パキスタンで特許対象製品が市販されていればその期間 ○ 同様の特許が付与されている国

- 保護を求める知的財産権についての資格の証明は以下のとおりである。

知的財産権	**提供が必要な情報**

商標	○ 登録商標については、登録証のコピー。パキスタンの商標登録証の謄本は、商標登録局で入手できる。費用は、謄本一通について、150 米ドルであり、通常 1～4 週間で入手できる。特別に緊急な場合には、数日以内に謄本を入手できる。 ○ 未登録の商標については（商標条例は登録商標のみを保護するため、関税法のみによる）、販売納品書、販売促進物、輸出入文書、又は、パキスタンにおける商標の所有権、使用又は販売促進を証明するその他の文書 ○ 商標のライセンシーの場合、ライセンス契約書のコピー。それが困難である場合、関税部は、商標を使用する権利を確認したライセンサーからの書簡を受け入れることがある。
著作権	○ 登録した著作権のある作品については、登録証のコピー。パキスタンの著作権登録証の謄本は、登録局で入手できる。費用は、謄本一通について、150 米ドルであり、通常 1～4 週間で入手できる。特別に緊急な場合には、数日以内に謄本を入手できる。 ○ 未登録の著作権のある作品については、作品についての著作者／所有者であることを証明する書面、原作のコピー及びその公表を示す書面等 ○ 著作権のある作品のライセンシーの場合、ライセンス契約のコピー。それが困難である場合、関税部は、当該作品を使用する権利を確認したライセンサーからの書簡を受け入れることがある。
意匠	○ 登録証のコピー。パキスタンの意匠登録証の謄本は、管理事務所で入手できる。費用は、謄本一通について、150 米ドルであり、通常 1～4 週間で入手できる。特別に緊急な場合には、数日以内に謄本を入手できる。 ○ 意匠のライセンシーの場合、ライセンス契約のコピー。それが困難である場合、関税部は、意匠を使用する権利を確認したライセンサーからの書簡を受け入れることがある。
集積回路のレイアウトデザイン	○ 集積回路のレイアウトデザイン登録証のコピー。パキスタンの集積回路のレイアウトデザイン登録証の謄本は、管理事務所で入手できる。費用は、謄本一通について、250 米ドルであり、通常 1～4 週間で入手できる。特別に緊急な場合には、数日以内に謄本を入手できる。 ○ デザインのライセンシーの場合、ライセンス契約のコピー。それが困難である場合、関税部は、侵害訴訟を要請するライセンサーからの書簡を受け入れることがある。

特許	○ 完全な明細書と特許請求の範囲を添えた特許文書のコピー。特許明細書等の謄本は特許管理事務所で入手できる。費用は、謄本一通について、250 米ドルであり、通常 1～4 週間で入手できる。特別に緊急な場合には、数日以内に謄本を入手できる。 ○ 独占的ライセンシーの場合、独占的ライセンス契約のコピーを提供すべきである。

税関への申請書を提出する際には、原本あるいは謄本ではなく、きれいなコピーを提出できる。ただし、関税部から要求があった場合、あるいは侵害者が文書の真偽を争ってきた場合には、原本又は謄本を提供できることが必要である

- 知的財産権が侵害されている態様の詳細

侵害の詳細は、事例及び侵害の対象である知的財産権ごとに異なっている。しかし、申請者は、申請者自身の真正商品の見本及び侵害商品の見本を提出できる。商品の寸法、体積又は重量に関して問題がある場合、商品の写真又はその他の複製を関税部に提出できる。「方法の特許」の場合、侵害者が当該商品を製造するためにどの特定の方法を使用したかの証拠はありえないため、事情は若干複雑になるが、有能かつ熟練した弁理士の助けがあれば、そのような複雑な問題点も侵害者による特定の方法の使用についての事前の証明なしでも処理できる。

侵害の証拠（侵害商品の見本等）が入手できない場合、侵害について強い疑いを持つにすぎない場合、あるいは侵害のおそれがある場合、申請者の真正商品の見本又は写真を添えて、疑われる侵害の状況及び態様を示した陳述書を提出すべきである。

- 関税部に対して請求する救済策、例えば、

  - 商品の押収

  - 商品の検査

- 商品の没収
- 商品の廃棄
- 侵害者に対して罰金を科すこと

被疑侵害商品が発見された後のプロセスは、税関による当該商品の没収の決定に対して輸入者が上訴しない限りは、裁判所へ行く必要なく税関で決定できる（商標条例に基づく登録商標に関する侵害訴訟の場合を除く）。

侵害が疑われる商品が税関によって押収される場合には、その手続きは以下のとおりである。

- 押収後、商品は実際に知的財産権を侵害しているか否か確認のため、検査が命令される。

  商品の検査は、税関職員によって行われ、知的財産権の所有者と侵害者の両者（又は、これらの者の代理人）が検査の過程に参加できる。税関が商品のデジタル写真又は見本の提出に同意した場合、当該商品が侵害しているか否か確認するため、知的財産権の所有者に通常 7～10 日が与えられる。この期間は、税関職員の裁量により延長できる。

- 知的財産権侵害について一応の証明が確認されると、「理由開示要求書」が輸入者／輸出者に送達され、知的財産権法違反について法的措置が開始されるべきでないとする理由を示し、当該商品が没収されるべきでないとする理由を示すことが求められる。

- 被疑侵害商品の輸入者／輸出者は、理由開示要求書に対して公式の回答を提出して防御する権利を有する。部門の確立された実務慣行の下では、理由開示要求書は、回答

を提出する期限を指定するが（通常、7 日から 21 日の間)、この回答を提出すべき期間は、関係税関職員がその判断によって延長できる。

- 理由開示要求書を送達し、輸入者／輸出者が回答を提出するプロセスが完了すると、税関の職員によって通常の手続きが開始される。これらの手続きの一部は、司法手続きであり、一部は行政手続きであるが、これらの手続きはその性質上略式のものであって、証拠の記録は行われず、記録上で利用可能な文書に基づいて決定される。

- そのような手続きの間に、両当事者が聴聞を受ける機会を与えられる。口頭による主張や、書面による主張の概要を提出できる個別聴聞の機会が両当事者に対して与えられる。この聴聞に関して、補佐を受けるため、両当事者は、弁護士を起用することが許される。

- 知的財産権の所有者は、自己の知的財産権を確立させており、それらの知的財産権が輸入者／輸出者によって侵害されていることが必要である。輸入者／輸出者も自己の見解を提示し、書証を提出する権利を有する。

- 通常の場合、そのような手続きは、理由開示要求書の発行から 8～12 週間で終了する。

- 侵害が立証されると、侵害商品の没収が命令され（補償なし)、輸入者／輸出者に対しては法律違反について罰金が科される。

- 商標条例の下での登録商標の侵害に対する訴訟の場合、知的財産権所有者は、税関による侵害手続きの開始の通知から 10 日（税関長が許容する延長期間）以内に、民事裁判所にアプローチすることを要し、その他、商品の没収又は廃棄に関する決定は民事裁判所で行うことを要する。

すべての手続きは、輸入貨物の査定額に応じて（職員の管轄権はその価値に応じて決まる）税関長代理から税関長までの地位にある指定された税関の職員によって行われる。

著作権を侵害した物品（他の知的財産権には該当しない）の輸入又は輸出については、貨物の押収及び検査のプロセスは、通常は、知的財産権の所有者の申請書の提出から 15 日以内に完了しなければならないとする法定要件がある。

上訴

- 税関長代理より低位にある税関職員によって命令が承認された場合、被害当事者は、命令の受け取りから 30 日以内に、税関審判部門に対して**一回目の上訴**を行うことができる。

- 税関長代理以上の地位にある税関職員によって命令が承認された場合、命令の受け取りから 60 日以内に、関税控訴裁判所に対して**一回目の上訴**を行うことができる。

- 税関審判部門が承認した命令に対する**二回目の上訴**は、関税控訴裁判所に対して行うことができる。ただし、二回目の上訴が関税控訴裁判所が承認した命令について争うものである場合、その二回目の上訴は、高等裁判所に対して申請できる。

(5) 税関での情報共有（例：データベース）

前節で概説したとおり、2016 年に、関税部はパキスタンの知的財産機構（IP0）との間で、税関による知的財産権の執行のために知的財産権所有者に関するデータ／情報の共有についての覚書を調印した。関税部は、商標、著作権及び工業意匠の所有者に関する詳細を維持する IP0 パキスタンのデータベースへのアクセスが可能になった。最近導入された実務では、権利者からの申請を受け取り次第、関税部は、権利者の詳細を確認するため、IP0 パキスタンの記録データベースに照会し、貨物の押収の命令を伝達する。したがって、関税部が IP0 に登録された知的財産権に基づいて適切かつ確実に行動できるようにするため、商標、著作権、特許及び意匠の IP0 への登録を維持することが重要である。

現在では、IP0 が税関の記録のために維持する別個のデータベースは存在しておらず、現存する商標、著作権及び工業意匠登録は税関当局と共有されている。

税関当局は、知的財産権執行総局と称する別個の執行セルを有しており、この執行セルは、知的財産権に関する情報を IP0 から入手し、被疑模倣商品の輸入／輸出等のありうる知的財産権侵害を処理するため、関係税関職員とこの情報を共有することについて責任を負っている。

(6) 税関による国境管理の実際の運営（例：法令との乖離）

税関職員は、一般的に、制定された法律及び手続きを効率的に順守しており、実務と法令で規定された手続きの間に実質的な相違はない。

模倣貨物について知的財産権所有者から通報を受けると関税部は迅速に反応することが観察されている。実際に、法令では措置の期限が厳しく規定されており、貨物の不適切な押収はその持ち主に財政的な影響を及ぼすことを明確に理解しているため、関税当局は、迅速に決定することを意識している。同様に、関税当局は、模倣商品又は侵害商品が地場市場に放出されることを防止するため疑わしい貨物を押収できるよう知的財産権所有者の権利も意識している。

(7) 典型的な成功事例及び失敗事例、並びにそこから得た教訓

一般的に、税関当局は、特に知的財産権の所有権を証明する適切な文書が提供された場合には知的財産権所有者の権利を支持する。したがって、典型的な成功事例においては、所有者は、それぞれの場合に応じて、商標登録、著作権登録及び意匠登録等の知的財産権の証拠を提供する。当局は、通常、登録証の謄本を要求するが、謄本を短期間の通知で入手することは困難な場合がある。したがって、知的財産権所有者は、税関の介入のための厳しい締め切り時間に合わせるために必要となった場合には直ちに税関当局に提示できるよう、数通の登録証の謄本を手元に置いておくため申請することが推奨される。

典型的な失敗事例に関しては、必要な文書と協力が適時に提供されない場合、税関当局が被疑貨物を解放できることである。さらに、場合によっては、侵害者が逆に商標に関する権利を主張し、真正の所有権を争ってくる場合がある。これは、侵害者が同一又は混同を生じるほど類似した標章／ラベルについて取得し、真正の知的財産権所有者が適時に異議を申し立てなかった自己の商標／著作権／意匠登録に依拠する場合に発生する。したがって、知的財産権所有者は信頼できる商標／著作権監視サービスを起用し、第三者である侵害者が登録に成功し、逆に権利を主張することがないよう、気付いたすべての出願に対して異議を申し立てることが極めて重要である。

8. 警察による知的財産権執行

(1) 適用法、権利、管轄当局、統計

(2) 押収対象となる模倣品

(3) 強制捜査の手続き

- 必要書類、強制捜査前の手続き、強制捜査後の手続き、処分、罰金、手数料、保証料、代理人報酬、手続きのフローチャート

(4) 警察の実際の運用（例えば、法律や規則との違い）

(5) 刑事訴訟の手続き

(6) 訴訟費用及び時間を節約するために刑事裁判所に起訴することなく警察が執行措置を実行する可能性

(7) 典型的な成功例及び失敗例、並びにそれらから導かれる提言

警察による知的財産権執行について、下記の法律が適用される。

1. 1898 年刑事訴訟法
2. 1860 年パキスタン刑法
3. 2012 年パキスタン知的財産機構法（2012 年法第 22 号）

警察は、（ファースト・インフォメーション・レポート（FIR）の登録の有無にかかわらず）認識可能な犯罪に関する告訴により、模倣品の回収のための強制捜査を実行する手続きを開始する。警察は、模倣品の回収後、回収メモ／押収報告書を作成し、理想的には、2 人の独立した目撃者によって署名させる必要がある。その後、警察は必要な調査を行い、被告人及び目撃者の陳述を記録する。

事件についての調査終了後、調査官は、通常の裁判開始の前に調査結果についての報告書（シャランと呼ばれる）を裁判所に提出する。調査完了までの法定の期間は 14 日であり、調査が 14 日以内に完了しない場合、調査官は裁判の開始のために中間報告書を提出することを義務づけられている。

われわれの観察では、実際には、裁判開始までの期間は事件によって異なるが、模倣品の押収の場合、裁判は 1 カ月以内に開始することができる。

被疑者が調査段階で容疑を否認し、押収品は独自のものであると弁明し、専門家による比較を求めた場合、その事件について、かかる専門家の意見が求められ裁判所に提示されるまで裁判を延期することができる。

裁判は、起訴側の証人による証言が容易な場合、6～12 カ月以内に終了することができる。遅延する唯一の要因は証拠の記録であり、特に、警察の目撃者が通常 1 日に多数の事件について出廷することを求められるため、その忙しさのために容易に証言できない場合である。

刑事裁判では、2 つの事件記録、すなわち、FIR、調査結果報告書、強制捜査に関する書類、押収報告書、警察での目撃者の陳述で構成される警察事件記録及び裁判事件記録があるため、訴答書面はない。それらの事件記録に加えて、起訴側及び被告人いずれも、容疑の変更、証拠の提示又は目撃者の召喚に関し異なる別の申立てを裁判所に提出することができる。

裁判開始のための調査結果報告書の提出後、裁判を結審するために、以下の措置がとられる。

a. 調査結果の報告及び証拠を含む裁判所に提出された文書の被告人への提供
b. 容疑の整理
c. 被告人が罪状を認めた場合の有罪判決

被告人が容疑を否認した場合、容疑の整理の後に、以下が行われる。

a. 起訴側による証拠の記録。これは、警察証人、告訴人、民間証人、専門家の証拠（もしあれば）の審査である。
b. 弁護側による反対尋問
c. 主張
d. 判決

また、以下の場合、裁判所は、裁判の開始又は結審なしに、被告人をいつでも放免することができる。

a. 原告が裁判所に出廷しない。
b. 原告が告訴を取り下げる。
c. 裁判所が、容疑の根拠がない、又は被告人がいずれの犯罪についても有罪判決を受ける可能性がないと判断する。

以下のフローチャートは、刑事裁判の手続きを要約したものである。

刑事強制捜査のフローチャート

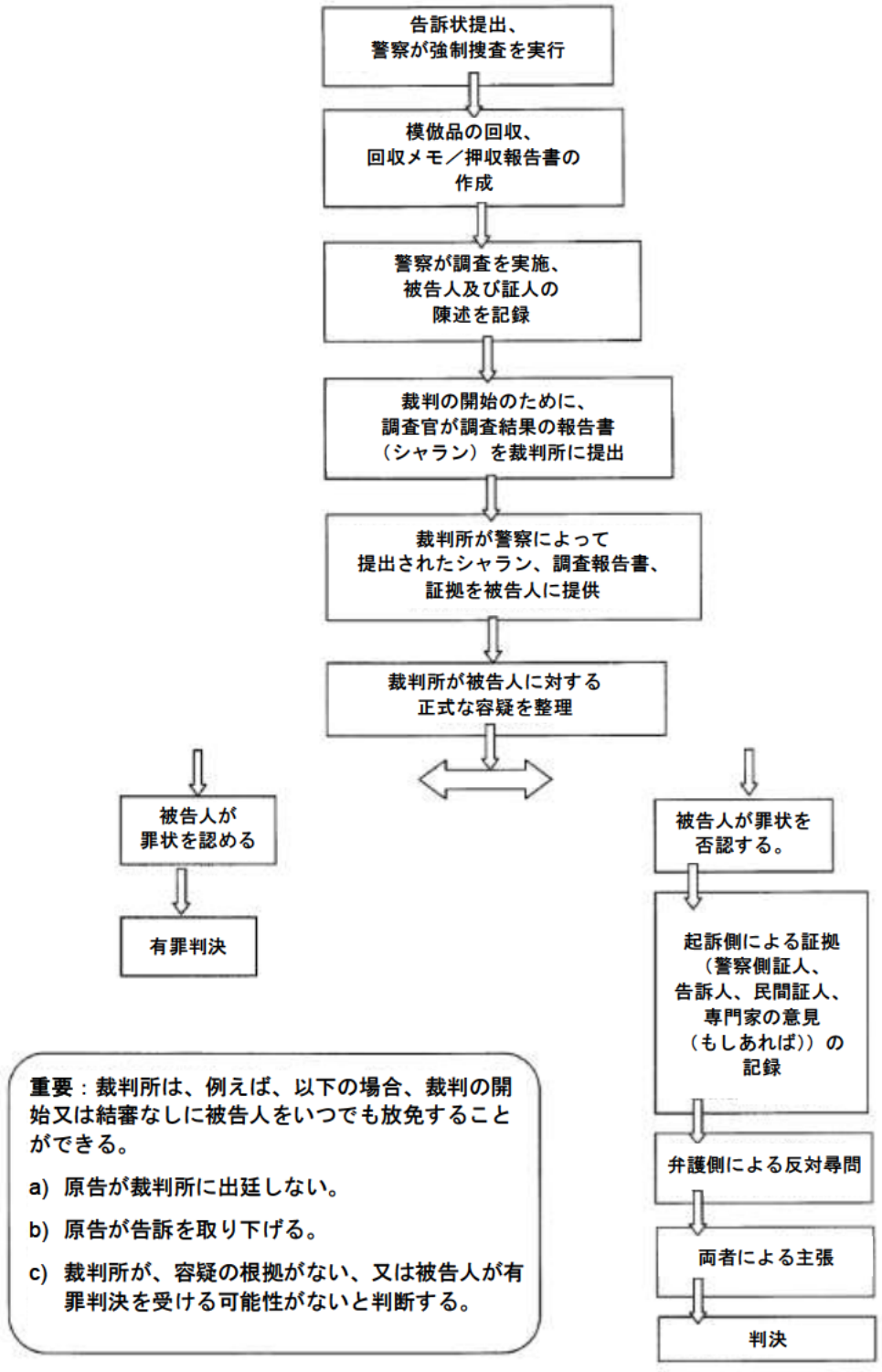

重要：裁判所は、例えば、以下の場合、裁判の開始又は結審なしに被告人をいつでも放免することができる。

a) 原告が裁判所に出廷しない。

b) 原告が告訴を取り下げる。

c) 裁判所が、容疑の根拠がない、又は被告人が有罪判決を受ける可能性がないと判断する。

警察の実際の運用（例えば、法律や規則との違い）

警察官は通常極めて効率的に制定された法律及び手続きに従うものであり、実際の運用は法律及び規則で定められた手続きとの間で実質的な違いはない。

実際には、警察は通常、法及び秩序並びに他の治安関連の職務を遂行する。したがって、公的な治安維持及び警備に関する職務を遂行することがその最優先事項であり、知的財産執行措置は、十分な警察人員がないことや不足のために緊急なものとみなされないことがある。そのような状況では、警察は、調査の実施や侵害被疑者に関する適切な措置を遅らせることがあり、その結果、侵害品が捜査予定地から持ち出される、又は侵害者が警告を受け、その所在地を移すことがありうる。

他に見られる警察の実際の運用での違いは、強制捜査の後の回収報告書の作成である。模倣品の回収後、警察は回収メモ／押収報告書を作成することが法律で義務づけられており、理想的には 2 人の独立した証人に署名させる必要がある。警察は、回収メモ／押収報告書で強制捜査中に回収された実際の量を記載せず、故意に少ない量を記載することがある。そのため、彼らには、侵害容疑者との間で、強制捜査中に実際に回収した（しかし、押収報告書に記載されない）大量の物品を、賄賂を見返りに侵害者に返却する不正取引をする機会がある。このような状況を回避するために、強制捜査時に警察によって作成された回収メモ／押収報告書に独立した証人が署名し、知的財産権者／告訴人が強制捜査が行われた直後に正しい押収報告書を作成させることが推奨される。

(6) 訴訟費用及び時間を節約するために刑事裁判所に起訴することなく警察が執行措置を実行する可能性

パキスタンの刑事訴訟法によると、警察は、調査を実行し、日常的に国に代わって事件について刑事裁判所に告訴する。したがって、強制捜査が成功した後、知的財産権者は、被告人を有罪にするために正式な裁判に進むことを望むか否かの選択肢を有する、又は、商品の没収の結果に満足している場合、さらなる措置がとられないことがある。知的財産権者が事件の起訴を続行することを望む場合、事件は裁判に進み、時間がかかり追加の費用を要する証拠の記録が行われる。

(7) 典型的な成功例及び失敗例、並びにそれらから導かれる提言

警察の強制捜査では、その成功のためには、捜査予定地で侵害品を押収できるようにすることが重要である。したがって、知的財産権者によって実施される強制捜査前調査において、侵害品／模倣品が捜査予定地に存在することを確認するための信頼できる真正な情報を得る必要がある。同情報が確認されたら、侵害品が捜査予定地から持ち出される前に強制捜査が実施されるように迅速に行動することが重要である。その成功のためには、知的財産権者の代表又は調査チームは、理想的には、彼らが強制捜査の実施を独立して監視することができるよう強制捜査時に警察に同行するべきである。これは、警察が過度の情実を示さず、侵害者／容疑者に寛大にならないようにするために重要である。このような強制捜査への参加はまた、警察に強制捜査中に押収された侵害品の実際の量を示す正しい回収メモ／押収報告書を作成させることになり、したがって、警察が後で圧力や金銭的見返りのために報告書を改ざんすることが困難になる。

強制捜査が実施された後、強制捜査の成功のため、また被告人を有罪にするためには、知的財産権者が裁判に参加し、侵害者が起訴側の誤り又は過失のために無罪にならないように裁判所を適切に支援することが重要である。

典型的な失敗例として、強制捜査は通常、適切な計画及び警察との協力の欠如のために失敗する。前述のとおり、知的財産権者にとって捜査予定地に侵害品／模倣品が存在することを確認するために適切な強制捜査前調査を実施することが重要である。また、強制捜査は調査者の不注意又は過失のための情報漏れ又は侵害者への警告のために失敗することがあるため、秘密を確保し、守秘義務を維持することも極めて重要である。

また、知的財産権を関連する知的財産機関の部門に登録すること、つまり、模倣品生産者に対して措置を講じる必要があるときいつでもそのような登録がされているように商標、著作権、意匠登録を速やかに取得することも極めて重要である。

裁判所は、必要な文書及び支援が裁判所に提供されない場合、侵害品を免除することがある。場合によっては、侵害者が逆に商標の権利を主張し、本当の所有者の所有権に異議を申し立てることがある。これは、侵害者が、同一又は混同する類似の標章／ラベルについて取得した自身の商標／著作権／意匠登録に依拠し、適切な時期に本当の知的財産権者によって異議を申し立てられない場合に発生する。したがって、知的財産権者が信頼できる

商標／著作権監視サービスを契約し、第三者侵害者が登録し、逆に権利を主張することができないように、彼らが気が付いた申請いずれに対しても異議を申し立てることが極めて重要である。

9. 他の行政機関（「パキスタン競争委員会（CCP）」を含むが、それに限定されない）による執行

パキスタンにおける模倣品の防止及び告発に関与する主な公的機関は、税関、連邦捜査局（FIA）、保健省（医薬品についてのみその薬物捜査官を通して）などである。

税関の役割については、前述した。

パキスタン競争委員会：

2010 年競争法には、企業が他の企業の商標の「不正使用」を有効な基盤の 1 つとする「詐欺商法」に従事することを禁止する条項がある。

2010 年競争法第 10 条は、「詐欺商法」を、以下のとおり定義する。

> ***10. 詐欺商法***
>
> *(1) いかなる企業も詐欺商法に従事することはできない。*
>
> *(2) 企業が以下を利用した場合、詐欺商法が行われた、又は継続されたとみなされる。*
>
> *(a) 他の企業の事業上の利益を害する可能性がある偽りの又は誤解させる情報を配布する。*
>
> *(b) 偽りの又は誤解させる情報を消費者に配布する（価格、特徴、製造手法／場所、特性、用途への適合、又は商品の品質に関する合理的な根拠が欠けた情報の配布を含む）。*

(c) 広告の過程での偽りの又は誤解させる商品の比較。又は、

(d) 他者の商標、社名、又は製品標識もしくは包装の不正使用

上記のとおり、競争法に基づき訴えることができる「詐欺商法」の定義は非常に広く、**パキスタン競争委員会**は過去、同法第 10 条に基づくいくつもの訴状について措置を講じた。

パキスタン競争委員会（CCP）は非常に厳格に行動し、彼らに提出された詐欺商法に関する訴状は通常 1～2 年以内に判断されるが、重要な点は、CCP は最高 7,500 万ルピー（約 75,000 米ドル）の罰金を科す権限を持っており、確信した場合、違反者に厳しい罰金を科すことができることである。

連邦捜査局（FIA）

連邦捜査局（FIA）は、模倣品事業に関与する犯罪者に対抗する反模倣組織を持っている。FIA の捜査官は捜査、押収、調査等警察のすべての権限を利用することができ、他の各種犯罪の中で、詐欺及び不正行為に関するパキスタン刑法の刑事規定、1976 年薬事法の関連規定、1969 年関税法に基づき犯罪を調査する公的な権限を与えられている。また、1974 年 FIA 法は、FIA に 2000 年著作権令で定義される著作権侵害に関する犯罪に関して調査し、訴訟を提起する公的な権限を与えている。

保健省（薬事法）：

保健省も、その任命区域のいずれの薬局であっても訪問し、自身で又は告発に応じて偽薬剤を捜索・押収する権限を持つ薬物捜査官を通して偽薬剤の販売を監視する。

パキスタンで薬事法の各種規定に基づき実行される慣行及び手続きでは、薬物捜査官は疑わしい偽薬のサンプルを取得し、それらのテスト及び内部手続きの後、その調査の結果と

ともに事件を品質管理委員会に付託する。品質管理委員会は、事件全体について検討した後、事件が薬事裁判所に付託されるべきか否かについて検討する。通常の刑事裁判の管轄は法によって除外され、特別な薬事裁判所のみが薬剤規制の規定違反を認識することができる。

言い換えると、連邦又は地方薬物捜査官は、薬剤規制の違反についての訴訟開始の基準に従って、事件を薬事裁判所に付託することができ、薬事裁判所は、法が定める被告人の裁判の上、薬剤規制の違反に対して刑を科すことができる。

したがって、薬事法に基づいて偽医薬品を販売する侵害者に対する訴訟を開始するために、知的財産権者は、薬物捜査官及び／又は上級官吏に接触し、彼らを信頼して、強制捜査が 1976 年薬事法に基づいて薬物捜査官によって実行され、同法で定める手続きが実行されるように、情報を共有し、彼らに施設／薬局／製造拠点を強制捜査することを要求する。

薬事法に基づく偽造の犯罪について、7 年以下の禁固もしくは 100, 000 ルピー（約 1, 000 米ドル）以下の罰金又はその両方が科せられる。薬事法に基づく偽薬剤の製造及び／又は販売の犯罪については、3 年以上 10 年以下の禁固及び 100, 000 ルピー（約 1, 000 米ドル）以下の罰金が科せられる。

10. 裁判による救済（民事訴訟）

(1) 適用法、権利、統計

(2) 裁判手続き、管轄、保全命令（例えば、仮差押え）、判決に基づく民事執行（例えば、強制執行）、処分、コモン・ローに基づく救済、訴訟費用（費用の内訳、平均費用、最高及び最低費用）

(3) 証拠の収集

(4) 損害賠償訴訟（損害賠償等の算出基準）

(5) 典型的な成功例及び失敗例、並びにそれらから導かれる提言

民事訴訟：

(1) 適用法、権利、統計

知的財産権の侵害に関する民事訴訟に適用される主な法律は、以下のとおりである。

商標：

1. 2001 年商標令
2. 1908 年民事訴訟法
3. 2012 年パキスタン知的財産機構法

特許：

1. 2000 年特許令

2. 1908 年民事訴訟法
3. 2012 年パキスタン知的財産機構法

工業意匠：

1. 2000 年登録意匠令
2. 1908 年民事訴訟法
3. 2012 年パキスタン知的財産機構法

著作権：

1. 1962 年著作権令（2000 年著作権令による改正を含む）
2. 1908 年民事訴訟法
3. 2012 年パキスタン知的財産機構法

(2) 裁判手続き、管轄、保全命令（例えば、仮差押え)、判決に基づく民事執行（例えば、強制執行)、処分、コモン・ローに基づく救済、訴訟費用（費用の内訳、平均費用、最高及び最低費用）

民事訴訟における裁判手続きは、1908 年民事訴訟法で定める。

それに基づいて専門知的財産裁判所が設立された 2012 年パキスタン知的財産機構法が制定された。同法第 18 条は、それらの知的財産裁判所にすべての知的財産侵害についての専属当初民事及び刑事管轄を与えている。当該裁判所の命令に不服がある者は、高等裁判所に上訴することができる。知的財産裁判所は、知的財産訴訟を専門に扱う専門裁判所である。

知的財産侵害訴訟は、侵害者に対する終局差止命令を求め、侵害者による侵害品の製造／保管／輸出、販売の申し出、販売を禁止する侵害者に対する民事救済として、また、未販売の勘定及び引渡し並びに損害賠償を求めて提起することができる。また、主たる訴訟の判決まで被告による侵害活動を禁止する仮差止命令を求めることもできる。

また、侵害者の施設に対する民事捜査を実行し、侵害者の施設で発見された模倣品の数量を判定し、又は侵害品の見本及び他の証拠を得ることを目的とする委員会を設立するよう裁判所に求める民事申立てを提起することもできる（一種のアントン・ピラー命令)。この選択肢は、侵害者による侵害の証拠を得ることが困難であり、かかる選択肢の行使によって、侵害の具体的な証明を得られる可能性があり、被告がわれわれの主張を否認できないであろうと判明した場合、利用することができる。かかる裁判所委員会による強制捜査は、費用効果的で望ましい結果を提供する。

手続きの各ステップ及びスケジュールは、以下のとおりである。

a) 訴訟が提起され、予備審理が行われたら、裁判所は、訴えについて抗弁するために召喚される被告に対する通知の発行を命じる。緊急申立ても提出された場合、裁判所は、訴訟の緊急性及び状況並びに一応の利点に応じて、一方当事者の申立てによる仮差止命令を認めるか検討することができる。

   通知までの期間は通常 2 週間である。

b) 通達を受けた被告は裁判所に出廷し、通常、主たる訴訟及び付随する仮差止申立てに関する抗弁書を提出するための時間的猶予を求める。裁判所は、そのために最高 2〜3 カ月の期間を許可する裁量権を有する。ただし、かかる期間は通常一度で許可されない。最初に 2 週間の期間が与えられ、合理的な原因を示すことで同期間を延長することができる。

c) 被告が仮差止申立てに関する抗弁書を提出したら、裁判所は訴訟の論点を確定し、その後、仮差止を認めるかなどの問題について決定する。これは、通常、3〜9 カ月以内に決定される。

d) 主たる訴訟に関する限りでは、手続きは別途進められ、抗弁書の提出及び論点の整理が完了したら、訴訟は証拠の記録に進み、以下のステップを含め、おそらく 3〜5 年以内に結審する。

i) 論点の整理が裁判所によって審理・決定される。

ii) 訴訟当事者が裁判所命令により提示することを望む証人リストの提出

iii) 原告側証人の証言の記録

iv) 被告側による原告側証人に対する反対尋問

v) 被告側証人の証言の記録

vi) 原告弁護士による被告側証人に対する反対尋問

vii) 訴訟当事者の証拠に照らした最終弁論のための訴訟の確定及び最終判決

裁判全体は 3〜5 年以内に結審することができる。

下記は、典型的な民事訴訟の手続き及びスケジュールを説明するフローチャートである。

民事訴訟のフローチャート

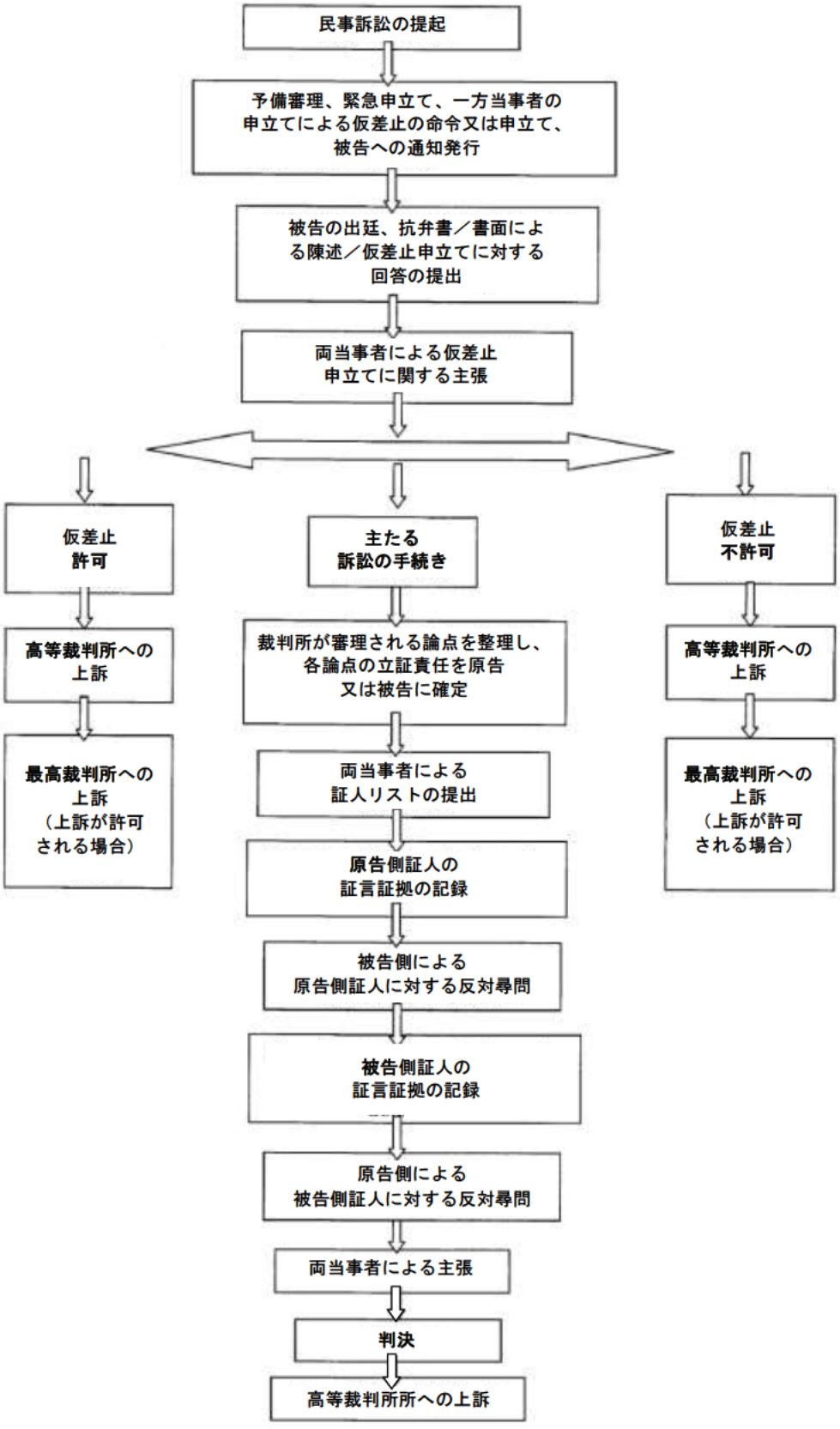

(3) 証拠の収集

民事訴訟では、原告は、自身が被告によって侵害されている知的財産権の所有者であることを立証することを求められる。原告は通常、商標／特許／意匠／著作権（場合による）登録によって知的財産権の所有権を示す。また、原告は、下記の種類の文書を通して通常示すことができる利用の証拠に依拠することによって、その訴訟を有利に進めることができる。

a) 商標を付している商品を顧客が入手できることを示す製品カタログ

b) 新聞広告は最も有効である。商標付きの商品を示す主要な新聞／雑誌の広告は少ない。

c) 商標商品を示す沿道の看板などの広告

d) 過去のパキスタンでの商品販売に関する販売請求書、購入注文、他の文書の写しの無作為の収集資料

e) パキスタンで発生した商品に関する年間ベースの宣伝／広告費用（販促資料に関する支出を含む）

f) パキスタンで配布された、カタログ、小冊子、パンフレット、ステッカー、ポスターなど商標を付した商品を示す印刷された販促資料

被告の侵害活動の証明に関して、原告は、侵害を示す侵害者の製品包装、製品の写真、侵害製品の販売を示す購入レシート、被告による知的財産権の侵害容疑を示すカタログ、パンフレット、広告又は他の文書など、侵害の疎明により侵害の申立てを裏付ける必要がある。かかる証明は通常、経験豊かな調査者によって行われる市場調査又は慎重な調査によって容易に得ることができる。

原告が侵害者による侵害の証拠を得ることが困難な場合、原告は、民事訴訟とともに民事申立てを提起し、裁判所に侵害者の施設に対する訪問／強制捜査を実施し、模倣品の数量を判定し、又はその施設で発見された侵害の見本及び他の証拠を得ることを目的とする委

員会を設立するよう求めることができる（一種のアントン・ピラー命令）。それによって、侵害の具体的な証明が得られ、被告が原告の主張を否認することができなくなる。かかる裁判所委員会は費用効果的であり、望ましい結果を提供する。

(4) 損害賠償訴訟（損害賠償等の算出基準）

パキスタンにおいて、「**過失**」は成文法、慣習法及び判例による原則に従い、ある当事者による過失行為であって、他方当事者に対して実際の傷害、損害又は損失を生じさせた民事的性格の「不法な行為」と考えられている。

過失によって被害を受けた当事者は、過失があった当事者に対して補償及び損害賠償を請求する権利を有する。

さまざまな形態の過失が裁判所によって認められており、また裁判所以外のさまざまな司法当局によっても認められている。

パキスタンの法律は寄与過失及び過失行為によって生じる代位責任も認めている。

パキスタンの法律は使用人による過失行為にかかる使用者責任の原則も認めており、案件によっては、使用者、使用人双方が過失による損害に対する賠償支払の責任を同等に負う。

パキスタンでは、公務員の過失行為による損失あるいは損害に対する損害賠償請求訴訟において「政府の行為」という抗弁がなされたものの、パキスタンの裁判所が当該抗弁を退け、政府又は公務員であっても、その公務履行の際の過失を問われうるとされて、政府及び公務員が当該過失の結果に対して責任を負うこととなった判例がある。

一般的に言って、パキスタンにおいて「過失」とは、他者に傷害、損失又は損害をもたらす結果となる「民事的注意義務違反」と考えられている。

過失の問題は、証拠によって立証されなくてはならない事実の問題である。

過失を理由に又は他の事由で損害賠償又は補償を認める際の原則について、パキスタンの裁判所は、成文法と判例による特定の例外を除き、損害の範囲及び損害賠償として損害を被った当事者に与える補償額の決定にあたり、国際的に十分に認められている司法原則に従っている。

損害の評価と賠償の裁定に関して最も重要な問題は「損害の定量化」、すなわち補償額である。

パキスタンの裁判所は、損害賠償の請求当事者に対して損害又は傷害の正確な詳細とその説明を常に要求する。ただし、一般的な原則として、認められるのは「直接損害」に限られ、裁判所は間接損害に対しての賠償請求を認めることはない。

最も重要なことは、パキスタンの裁判所は個々のすべての損害について厳格な証拠を要求し、一般損害に対する賠償は認められないということである。また、賠償付与の目的は被害を受けた当事者に対して補償を行うことで、過失のあった当事者を罰することではないというのが、一般的に認められた司法原則である。

上記原則の論理的根拠は、パキスタンの裁判所は、損害賠償は補償であり過失を犯した当事者に課する処罰ではない、として取り扱っていることにある。

パキスタンの裁判所は、損害賠償を請求する当事者は個々の項目ベースで証拠を挙げて損害を証明しなくてはならない、としている。

当事者による過失致死の場合には、裁判所は補償を与えるにあたり通常、以下の点を考慮する。(1) 死亡者の生活状況、(2) 死亡者の所得、(3) 通常の条件のもとでの死亡者の余命

パキスタンの裁判所は、過失又はその他の事由による損害賠償裁定について、極めて保守的である。パキスタン司法当局も、名誉棄損等の案件では少額の損害賠償しか認めない傾向にある。

雇用者による従業員の不当解雇については、雇用者による雇用契約違反が従業員に著しい不利益を与えた場合を除き、パキスタンの裁判所は損害賠償を通常認めない。

商業的性格の紛争、すなわち商品への損害や獲得期待利益の喪失等については、パキスタンの裁判所は、商品の実際の価値と損害を受けた商品が市場で通常の取引を通じて獲得するであろう価額との差額を、損害賠償額として通常認める。一方、期待利益の喪失については、裁判所は、損害賠償請求額を期待利益の喪失ではなく実際の逸失利益の範囲とするように常に働きかけている。

パキスタンでは、裁判所が懲罰的損害賠償を認めた判例はまずない。

(5) 典型的な成功例及び失敗例、並びにそれらから導かれる提言

民事訴訟において勝訴するためには、すべての法的、技術的な手続き上の要件を満たすことが重要である。技術的な異議により訴えが棄却されないために肝要なのは、原告のための提訴に必要な権限を持つ者を通じて、訴訟が原告のために適切に提起されることを確実にすることである。また、訴訟は判決を下すための必要な管轄権を持つ適切な裁判所に提起しなくてはならない。訴状は、法律及び事実に基づき、当該知的財産権侵害に関するすべての法的及び事実上の根拠を網羅し、当該侵害にかかる法律の規定を列記して適切に起案する必要がある。また、提訴の手続きを不当に遅らせないようにすることも同様に重要である。提訴の遅延は、裁判所による仮差止命令発給を受ける機会を著しく損なう可能性があるからだ。

知的財産機構の関連部局に商標、著作権、意匠といった知的財産権の登録を迅速に行い、模倣品販売者に対する行動が必要な時はいつでも登録があるようにしておくことも極めて重要である。権利の登録がない場合、法的措置は失敗する可能性があり、使用の証拠だけでは権利を確定することが難しくなる。

11. インターネット上の模倣品違法販売への対策

(1) 所管当局、準拠法、権利及び統計

(2) インターネットサービスプロバイダー（ISP）の法的責任（家主としての責任等）

(3) インターネット上の侵害の防止手続きと侵害者及び ISP の責任追及方法

(4) ドメインネーム取扱いの際の留意点（トラブル時に利用できる救済策）

(5) 典型的な成功案件と失敗案件、及び案件が示唆するもの

<u>所管当局：</u>

オンライン模倣はパキスタンにおいても横行しており、ドメインネームの乗っ取りからオンラインでの模倣品販売までさまざまな形態で起きている。法的措置をとり、ドメインネームの不正な登録と使用に対して差止命令を取得することができる。裁判所は、権利を侵害しているウェブサイトによる模倣品販売提供を止める禁止命令を出す権限を有している。こうした不服申立ては所管裁判所に対して行う。

不服申立ては知的財産裁判所に対して行うことができる。模倣品の押収を執行し、犯罪者を逮捕する主要当局は警察と連邦捜査局（FIA）である。また、模倣医薬品については地区衛生局員と保健省が関わる。

こうした措置に関する裁判手続きについては、これまでの節で詳述しているが、その記述は本節にも当てはまる。

官民共同で執行されるものもあり、その場合、民間側は法執行機関の支援のもと共同で捜査にあたる。

税関：税関はパキスタンに輸入されようとする、又はパキスタンから輸出されようとする模倣品を押収する権限を持つ主要当局である。模倣品はインターネットを通じて輸出入される場合もある。税関当局の権限と国境での取締りの詳細については、本報告書の第 7 節で詳述した。

パキスタン知的財産機構：本機構は知的財産権管理にかかる改正、再構築、再編成を担当している。機構は、公的執行当局及び侵害の摘発に従事する民間捜査機関と実効性のある関係を作りつつ、知的財産権を保護、執行し、国民の認識の向上させることを目的として設立された。

インターネットを利用した模倣の問題を取り扱う個別の法律は存在しない。保護の対策は、作品等が著作権、商標等によって保護されている個々のウェブサイト、企業、ウェブ・フォーラムが講じている。侵害は、商標、著作権、特許及び知的財産全般に関する法律の対象となっている。

準拠法：

知的財産権の執行に関する規定は、2001 年商標令、2000 年特許令、2000 年著作権令、2000 年登録意匠令の各々に含まれており、そのすべてはオンライン模倣に準用される。また、1969 年関税法の規程はオンラインを通じて販売に供された商品が国境を超えようとする際の国境での取締りに適用される。侵害と模倣に関するこれらの法律の規定については、本報告のこれまでの節で詳細を既に説明済である。

2016 年電子犯罪防止法

2016 年電子犯罪防止法（PECA）はパキスタンにおけるサイバー犯罪とサイバーセキュリティを主な焦点に近年制定されたものだ。本法の規定は模倣と侵害に具体的に対処しているものではないが、本法の規定には、特定の違反に関連するもので、模倣や詐欺、不正行為、著作権侵害にかかる請求を開始するために使用できるものがある。例えば、本法第 11

節は電子的偽造を、第 12 節は電子的詐欺行為を扱っている。オンライン模倣に関して、これらの規定に基づき請求を起こせる可能性がある。

本法は広範なサイバー犯罪からの保護を提供している。総じて言えば、本法は以下の行為からの保護を提供している。ハッキングと不正なデータ送付（第 3 節から第 8 節）、電子的偽造と電子的詐欺（第 11 節と第 12 節）、個人情報の窃盗（第 14 節）、ウィルスとマルウェア（第 20 節）、スパム行為（第 22 節）、及びなりすまし（第 23 節）

本法は個人のプライバシーを侵害する犯罪に対する保護を提供している。第 21 節はサイバーストーキング（ネットワーク上でのストーキング行為）を禁止し、第 18 節と第 19 節は個人の尊厳とプライバシーを保護している。個人の評判を傷つける、又はプライバシーを侵害する偽情報を開示又は伝達することを目的としたインターネットの利用は本法によって犯罪行為とされた。

本法の第 9 節と第 10 節はサイバーテロに関して規定しており、宗教、宗派、人種にかかる憎悪を煽ることを目的としたサイバースペースの利用を禁じている。また、本節の規定違反に対する厳しい罰則も定めている。

同様に、本法の重要な側面は、第 11、12 及び 14 節の e コマース（電子商取引）に関する諸規定である。

本法の諸規定ではサイバースペースを道具として利用した犯罪も対象となっている。（第 13、15 及び 16 節）

本法第 25 節において、本法違反に対して 1860 年パキスタン刑法が本法の規定との齟齬がない範囲で適用される、としている点も重要である。

本法第 34 節はパキスタン通信局に対し、基本的権利である表現の自由にかかる憲法第 19 条に違反するコンテンツへのアクセスを遮断する権限を与えている。

(2) インタネットサービスプロバイダー（ISP）の法的責任

2016 年電子犯罪防止法は「サービスプロバイダー」を以下のとおり定義している：

> *「**サービスプロバイダー**」とは以下の者を言う：*
>
> *(i) 電子通信の送信、受信、保管、加工もしくは配信にかかるサービスを提供する者、又は情報システムを通じて電子通信にかかるその他のサービスを提供する者*
>
> *(ii) 公衆交換回線網を所有、占有、運営、管理もしくは支配する、又は通信サービスを提供する者、又は*
>
> *(iii) 当該通信サービス又は当該サービスの利用者のためにデータを加工又は保管する者*

本法**第 35 節**はサービスプロバイダーの責任を極めて限定的なものとしており、大半の場合において、本法の目的は ISP の責任を限定して、インターネットの商行為への利用を阻害しないようにすることにあると思われる。本法では、サービスプロバイダーの責めに帰すためには、サービスプロバイダーに故意に違反を犯す意思があり、違反に自らかつ積極的に加担するための特定の実際的な知識がなければならない、と述べている。いかなるサービスプロバイダーも、善意の行為に対しては責任を負うことはない。規定は極めて網羅的である。以下に転載する。

> ***35. サービスプロバイダーの責任の限定***
>
> *(1) サービスプロバイダーが特定の実際的な知識を持ち、また不作為又は怠慢によってだけではなく、違反行為に自らかつ積極的に加担する意思を持ち、その結果、サービスプロバイダーが維持、支配又は管理する情報システム、サービス、アプリケーション、オンラインプラットフォーム又は通信システムの、本法又は本法に基づく規則又は当面有効な他の法律に違反する他者*

による使用を促進、支援又は扇動したことが立証されない限り、いかなるサービスプロバイダーも民事又は刑事責任を問われることはない。

ただし、サービスプロバイダーが特定の実際的な知識を保有し、民事又は刑事責任を問われる行為に自らかつ積極的に加担する意思を持っていたことの立証責任は、当該事実を申し立てる者にあり、当該事実が立証及び確定されない限り、捜査機関又は裁判所によるサービスプロバイダーにかかる仮命令又は本命令は発給されないものとする。

ただし、こうした申立て及びその立証にあたっては、民事又は刑事責任の主張に関してその内容、素材、その他を具体的に明示するものとし、それには、アカウント ID、URL（Uniform Resource Locator）、トップレベルドメイン（TLD）、IP アドレス（Internet Protocol Address）等固有の識別子を含むがそれには限定されない。また、法律の規定、主張の根拠を明確に示すものとする。

(2) 善意のサービスプロバイダーは、いかなる状況であっても、本法、本法に基づき制定された規則又は他のいかなる法律に基づいてサービスの維持、提供の責めに問われることはない。

(3) いかなるサービスプロバイダーも、本法、本法に基づき制定された規則又は他のいかなる法律に基づく請求、通知又は権利行使によって影響受ける契約者、利用者又は最終利用者への情報提供の結果、民事又は刑事責任を問われることはない。

ただし、サービスプロバイダーは、その旨の通知が権限のある当局者によって送達された場合、本法に基づいた捜査の存在又は権限の行使について最長 14 日間守秘し開示しないものとする。守秘期間は、権限のある当局者によって申請され、裁判所が延長の合理的理由が存在すると判断し一定期間の延長を認めた場合には、14 日を超えて延長できるものとする。

(4) いかなるサービスプロバイダーも、本法規定の範囲内においてのみ開示した場合には、本法、本法に基づき制定された規則又は他のいかなる法律に基づいて、データ又はその他の情報の開示の責めに問われないものとする。

(5) いかなるサービスプロバイダーも、仲介業者又はサービスプロバイダーによってホスト、キャッシュ、ルート、中継、コンジット、送信又は提供されるデータ又は内容について自ら監視又は問い合わせを行う義務を負わないものとする。

上記の規定を一読すれば、ISP の責任について法律上の免責、限定が種々存在することから、ISP に法律違反の責めを負わせることが極めて難しいことは明らかだ。PECA（電子犯罪防止法）が制定されたのは最近のことであるため、ISP に責任を負わせるのに十分な判例又は法理はまだない。

(3) インターネット上の侵害の防止手続きと侵害者及び ISP の責任追及方法

著作権で保護された素材を複製し、インターネット上で拡散させることは容易であるため、インターネット上での著作権及び商標侵害は世界中で横行している。知的財産権保有者がまずとることができる救済策の一つは、侵害者及びインタネットサービスプロバイダーに対して、当該ウェブサイトが著作権、商標、意匠権等の知的財産権を侵害するコンテンツを掲載していると通知することである。通知では、関連知的財産権の所有に関する必要情報及び侵害しているコンテンツに関する情報を提供し、また侵害者に対して侵害コンテンツを直ちに削除するよう警告する。さらに、ホスティングサービス又は ISP に対して侵害ウェブサイトの閉鎖を要請する。

インターネット上での侵害に際しては、侵害者はオンラインの完全なアドレスや連絡先詳細を通常開示していないため、侵害者を特定することは非常に難しい。ずる賢い侵害者は通常、偽造され追跡や特定ができない仮想アイデンティティで偽装して作業しているので、侵害者の身元特定の問題は極めて複雑なものとなっている。

オンラインでの模倣品販売の場合、最も難しい問題は侵害者を突き止めることである。侵害者の身元と所在を特定するには専門的な捜査が必要となる。一般的には、偽の注文を侵害者のウェブサイトに出して模倣品を配送させる。模倣品が届けば、専門捜査員は配送までのステップを逆にたどって模倣品の所有者を発見し、さらに侵害者の拠点又は侵害商品が保管されている倉庫の実際の所在を突き止められる可能性がある。

偽の注文とその後の捜査でターゲットが特定されれば、法律に基づく民事又は刑事の救済を得ることが可能になる。

侵害者に対してとることができる法的措置には二種類あり、詳細は下記のとおりである。

<u>民事訴訟</u>

1. 民事的救済策として、模倣者に対して、商標侵害兼詐称通用訴訟を起こすことができる。訴訟は模倣者への終局的差止命令発給を求め、模倣者による模倣品の製

造、在庫、販売の提供、販売及びオンラインでの小売を抑止し、決算報告書を求め、未使用の在庫の引渡しを要求するとともに損害賠償を請求するものである。模倣者に対する仮差止命令が認められれば、侵害者による模倣品の製造、供給、販売を阻止することになる。

このような訴訟提起とともに、民事申立てを提起して、裁判所に対して模倣者の拠点の強制捜査を行い、模倣品の数量を確定し及び／又はサンプルと拠点で発見された侵害の他の証拠を取得することを目的とした委員会を組成することを求めることができる（一種のアントン・ピラー命令）。こうした裁判所委員会による強制捜査は、費用対効果が高くかつ期待された成果をもたらすものとする。

刑事訴訟

2. パキスタン刑法の関連規定を用いて、模倣品のオンライン販売者に対する刑事訴訟を提起することができる。所轄裁判所に刑事告訴を行い、警察による模倣品押収のための模倣品販売者拠点の強制捜査命令を求める。

(4) ドメインネーム取扱いの際の留意点（トラブル時に利用できる救済策等）

ドメインネームの乗っ取りもパキスタンではよくあることだ。ドメインネームの登録は費用も安く、簡単な手続きでできる。ドメインネームが侵害者によって不正に登録された場合には、民事救済策の一つとして、裁判所に訴訟を提起し、裁判所に対して差止命令と紛争対象のドメインネームを原告に移管する命令の発給を求めることができる。訴訟より迅速な方法として、対象のドメインネーム取得のための仲裁手続きを求める不服申立てを、ドメインネーム紛争解決センター（DNDRC）に対し行うこともできる。

ドメインネーム紛争解決センター（DNDRC）

DNDRC は国別コードトップレベルドメイン（ccTLD）.pk に関して紛争解決サービスを提供する唯一の機関で、パキスタンのドメインネームレジストラ、PKNIC（pknic.net.pk）によって紛争解決を目的として指定されたものである。DNDRC は.pk（ccTLD）にかかる紛争を解決するために「PKNIC インターネットドメイン登録方針（pknic.net.pk/policy-text.html）」に基づく、強制力のある確定仲裁を用いている。この方針は ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）によって承認された、統一ドメイン名の紛争解決ポリシー（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy、略称 UDRP）に PKNIC の修正を加えて組込んだものである。

.pk（ccTLD）に関する紛争の仲裁は、ICANN によって承認された UDRP 及び UDRP 規則に基づいて行われる。随時発効する DNDRC 附則も紛争解決手続きに適用される。

DNDRC の手続きは簡素で時間もかからない。850 米ドルの所定手数料を添えた DNDRC への不服申立て申請は DNDRC が処理し、DNDRC のパネルの一員である仲裁人に委嘱される。不服申立ては紛争の対象となっているドメインネームの所有者に送達され、所有者はそれに対し 14 日以内に書面による回答／抗弁の陳述を行うことができる。受領された抗弁書は不服申立人に送達されて、申立人はそれに対して反論又は論評を提出する機会を与えられる。双方の主張が完了したならば、案件は仲裁人に送られて、仲裁人は相当な期間（通常は約 1 カ月）以内に決定を下す。仲裁人による決定はドメインネームレジストラである PKNIC に

伝達、直ちに実行化されて紛争の対象となったドメインネームは真の所有者に 48 時間以内に移管される。

DNDRC によって解決された案件の一覧は、DNDRC のホームページ
http://www.dndrc.com/dispute_resolution/で見ることができる。

(5) 典型的な成功案件と失敗案件、及び案件が示唆するもの

オンライン侵害の場合、一般的には訴訟の提起を不当に遅らせないようにすることが重要である。訴訟提起が遅れると、仮差止命令の発給を受ける機会を著しく損なう恐れがあるからだ。

知的財産機構の関連部局に商標、著作権、意匠といった知的財産権の登録を迅速に行い、模倣品販売者に対する行動が必要な時はいつでも登録があるようにしておくことも極めて重要である。権利の登録がない場合、法的措置は失敗する可能性があり、使用の証拠だけでは権利を確定することが難しくなる。

インターネット上の模倣品販売の裏にいる侵害者を特定するために適切な調査を実施することも重要だ。侵害者の正しいアドレスと所在が不明な場合、侵害者に対して通知や裁判所の命令を送達することができず、訴訟プロセス全体の妨げとなる恐れがある。

DNDRC に対するドメインネーム紛争解決の申立てについては、DNDRC は未登録の権利の執行には消極的であるので、知的財産権がパキスタンで登録されていることが重要である。

12. パキスタンにおける知的財産保護及び模倣対策に関する NPO 並びに NGO の概況

先進国では通常、政府は自国の経済を支える根幹として、知的財産の開発を優先的に行い、これを支援するために思い切った措置を講じている。さらに政府だけでなく、非政府組織（NGO）や非営利組織（NPO）も企業に対する知的財産教育を積極的に推進している。また、学生が自身の知的財産の価値を認め、入社したい企業の価値を評価できるよう、大学及び中学・高校レベルにも知的財産に関する科目が導入されている。

それに対して、パキスタンでは事情が少々異なる。パキスタンでは、知的財産権の認知と執行を促し、かつ知的財産権の違反を監視するために、政府は 2005 年に知的財産機構（IPO パキスタン）として知られる自律的な団体を設立した。IPO パキスタンは、内閣局（Cabinet Division）及び首相の行政管理のもとで業務を行っていたが、最近になって管轄権が商業局（Commerce Division）に移管された。

パキスタンには、知的財産権の認知を高めるために活動している組織がいくつかある。パキスタンで知的財産権に関する活動に取り組む NGO の中で、注目すべき組織をいくつか以下に挙げる。

ANTI-COUNTERFEITING AND INFRINGEMENT FORUM (ACIF)

ACIF は、模倣対策及び知的財産権（IPR）の侵害と闘うために関係者を結集した、パキスタンの全国的な組織である。

パキスタンの Anti Counterfeit and Infringement Forum（ACIF）は、2005 年に設立された。ACIF はパキスタンの産業界独自の連携であり、合法的な産業界を実現し、消費者の権利を十分に保護するために条件を公平化するため、知的財産権の保護に関する認知向上に取り組んでいる。同組織は、関係する政府宿舎を含む利害関係者を説得して、国内のあらゆる形態の知的財産権を保護する取り組みに重点を置いている。

ACIF のメンバーには、有名なブランドのオーナーも加わっている。これまでのところ、さまざまな業種やサービス業界の会社が ACIF に参加している。

ACIF は、模倣の脅威、知的財産権（IPR）の侵害及び著作権侵害行為を撲滅するための取り組みを行っている。模倣や知的財産権侵害の問題に関する認知向上、消費者の権利の保護にも取り組む。知的財産権法及びその施行規則を強化する政府の取り組みを支援し、知的財産権に関する効果的な体制の整備、安全な国だという評判の確立、国庫収入の拡大によって、経済活動を活性化し、雇用機会と投資の拡大を図っている。

同組織に関する詳しい情報は、同組織のウェブサイト（https://www.acif.org.pk）で閲覧できる。

The Consumers Eye Pakistan (TCEP)

TCEP はパキスタン唯一の NGO を名乗り、パキスタン全土で、あらゆる種類の消費者問題への無料支援を提供している。同組織によれば、組織の目的は、パキスタンで安全な消費財を入手できるようにし、消費者権利の侵害を正すことである。組織のビジョンは、「十分な食料、医療、教育、安全な飲料水など、安全で持続可能な商品やサービスを全国民の手に」である。TCEP はまた、「国家が権利を与えてくれても、消費者と企業が権利を認識していなければ役立たない」と考えている。

TCEP は、パキスタンにおける無登録の、基準を満たさない、粗悪な、偽造による商品やサービスに対する消費者の認識を深めるために、世界消費者権利デー、世界標準の日、世界模倣対策デー、世界水の日、世界保健デー及び国際食糧デーといった特別な機会には、セミナー、会議、ワークショップ、パブリックウォークを開催している。

同組織に関する詳しい情報は、同組織の Facebook ページ
（https://www.facebook.com/consumerseyepk/）で閲覧できる。

Consumer Voice Pakistan (CVP)

パキスタンの消費者の発言権を強めるために、2002 年から活動する組織である。CVP の目的は、消費者の利益を守り、市場で繰り返される違法行為を消費者に意識させることである。消費者の保護と啓発のために設立された Consumers Voice (Pakistan) (CVP) は、あらゆるフォーラムで消費者を代表し、消費者の利益のために消費財やサービスを最優先として活動している。

Consumers Voice (Pakistan) (CVP) は、パキスタンの消費者にとって重要な国内外の問題について、キャンペーン活動を行っている。例えば、政府の方針や企業姿勢の根本的な変化を促す一方で、企業に説明責任を持たせるための権利や責任に関する認知について消費者の声を集め、消費者問題を最優先に扱うよう政府の行為について要求を行い、監視機関としての役割を果たし、消費者保護の原則を脅かし、無視し、又は乱用する行為に対して反対運動を行っている。こうした最近の動きは、国際企業の独占がますます強まる市場において、消費者にとって適正な、安全かつ持続可能な未来を確保するために必要不可欠のものである。

パキスタンでは、消費者は小売店主や製造業者に共感を抱いている。市場には基準を満たしていない商品があふれ、一般市民や消費者向けに偽造品が広く出回り、食品は半ば賞味期限が切れており、品質水準は低く、健康に悪影響を与えるものも多い。CVP はこうした脅威に終止符を打つため、そして消費者の権利（例えば十分な食料、衣料、住居、医療、教育及び安全な飲料水など）に関する国民の認知を高めるために、パキスタンで運動に取り組んでいる。Consumers Voice Pakistan（CVP）はパキスタンで、「消費者の声（Consumer VOICE)」という月刊誌を発行している。

同組織に関する詳しい情報は、同組織の Facebook ページ（https://www.facebook.com/Consumervoicepakistan/）で閲覧できる。

Consumer Rights Commission of Pakistan (CRCP)

Consumer Rights Commission of Pakistan (CRCP) は、1882 年信託法 (Trust Act) に基づき登録された、権利に基づく市民イニシアチブである。1998 年に設立された CRCP は、独立した非営利・非政府組織である。同組織は主に、資金集めと人員確保を行う、現地のボランティアによって運営されている。産業界や商業界からの支援は受けていない。同組織は、パキスタンで初めての国内消費者組織であり、包括的かつ全体的な観点で消費者保護の問題に取り組んでいる。同組織のビジョンや戦略は、市場慣行とガバナンスという問題を相互に関連付ける重要な役割を果たしている。

CRCP の綱領は以下のとおりである。「社会経済的なすべてのレベルにおいて、発言権のない恵まれないグループに特に重点を置き、市民や消費者の権益と権利を明確にし、これらを奨励する。また、市民が法律で執行可能な権利を有することができるよう、パキスタンにおいて組織的な運動の発生を促す。」

同組織に関する詳しい情報は、同組織のウェブサイト (https://www.crcp.org.pk) で閲覧できる。

Anti counterfeiting Group of Pakistan (ACGP)

この組織の目的は、模倣を撲滅するために、包括的でバランスの取れた、一連の効果的な取り組みや活動を展開することにより、企業、消費者及び社会を守ることである。

ACGP は模倣に対する効果的な対応を行うために、政府や執行機関と連携している。政策展開に影響を与え、保護と執行を強化する政策を策定するために、国や地域の政府に助言を与え、閣僚やその顧問、公務員と積極的に連携するなど、重要な役割を果たしている。模倣に関連して生じる犯罪や経済・社会的な損害について理解と認識を深める一方で、知的財産権に関する世論の変化を促し、関心を高めるために刺激となる環境を作り出している。

また、政府に働きかけてより効果的な政策の策定を促し、執行リソースの配分についても提案している。企業と法執行機関の間に建設的なパートナーシップ、協力関係を構築し、共同行動の実施に向けて支援も行う。

さらに、模倣の撲滅に取り組む団体に対して、複数機関による、カスタマイズしたトレーニングを提供し、知的財産権に関する世論の変化を促し、関心を高めるために刺激となる環境を作り出している。

同組織に関する詳しい情報は、同組織のウェブサイト（www.acgp.pk）で閲覧できる。

Helpline Trust

Helpline Trust は、1994 年に設立された、思いやりに基づく社会組織であり、消費者保護、腐敗防止及び医療に関する取り組みを推奨している。

同組織はかつて、市民憲章である「Save Karachi」に基づきフォーラムを開催している。これらのフォーラムに何度も参加することで、Collapse of State and Society などの活動が活性化した。同組織は市民のためのグッドガバナンスを実現するために、これまで消費者保護、患者の権利に関する法案、情報の自由、警察・司法改革の問題を取り上げてきた。教育及び消費者の認知、消費者保護に関する法律、患者の権利及びそれに関する法律に関してなど、国民参加型のプログラムも開催している。

同組織に関する詳しい情報は、同組織の Facebook ページ（https://www.helplinetrust.org.pk）で閲覧できる。

Brands Foundation

Brands Foundation は、パキスタンの起業家のブランド力及び知的財産に関する意識レベルを活性化し、変革し、向上させるため、そしてパキスタンのブランドを世界的な競争力

を持ったものとするために、世界的なベストプラクティス、専門知識及びリソースを獲得する活動に重点を置いている。

同組織はパキスタンでブランド文化を醸成し、ブランディングの規格を改善することで、優れたブランドを奨励する活動に力を注いでおり、また、あらゆるレベルで効果的な知的財産システムを導入し、実施する上で積極的な役割を果たすことを使命としている。パキスタンで機能している、地域、国及び多国籍のブランド間で健全な競争が行われるよう体系的に企画検討することで、同国のブランド文化の醸成に寄与している。さらに、ブランドの品質や知的財産に関する調査を実施し、調査結果からパキスタンのブランド目録及び知的財産ジャーナルを作成している。ブランドの格付けに関するブランド監査も行っており、品質保証のために、国際標準を採用した、科学的なブランドラボを設立している。

同組織に関する詳しい情報は、同組織のウェブサイト（https://www.brandsfoundation.com）で閲覧できる。

商工会議所の知的財産権委員会

パキスタンには、主要都市レベルと連邦レベルで機能する事業者団体及び商工会議所のネットワークがある。例えば以下が挙げられる。

- パキスタン連邦商工会議所
- バハーワルプル商工会議所
- ファイサラバード商工会議所
- グジュラーンワーラー商工会議所
- グジュラート商工会議所
- ハリプール商工会議所
- イスラマバード商工会議所
- ジャング商工会議所
- カラチ商工会議所
- ラホール商工会議所
- ムルターン商工会議所

- オカラ商工会議所
- ラーワルピンディー商工会議所
- シアールコート商工会議所
- カイバル商工会議所
- サルゴーダー商工会議所
- サッカル商工会議所
- シークープラ商工会議所
- 女性商工会議所
- 海外投資家商工会議所

これらの組織には、さまざまな分野の貿易及び商取引に関する常設委員会がある。主な商工会議所の多くが知的財産権に関する特別委員会を設立しており、これらの委員会は各自の領域でさまざまな活動を積極的に行っている。

13. 知的財産保護に関連する行政府の連絡先

IPO パキスタン（本部）：

3rd Floor, NTC-HQs Building,
Attaturk Avenue (East),
Sector G-5/2, Islamabad.
電話：+92-51-9245830-32
ファックス：+92-51-9245874

Aftab Muhammad Khan 氏
商標登録責任者

Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+92-21-99230538
ファックス：+92-21-99231001

電子メール：tmr@ipo.gov.pk

Muhammad Fayyaz Ahmad 博士
特許管理・意匠登録責任者

特許庁：

Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+ 92-21-99230591
ファックス：+92-21-99230592

Muhammad Qazafi Rind 氏
著作権中央登録責任者

Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話：+92-21-99230140
ファックス：+92-21-99230140

電子メール：copyright@ipo.gov.pk

Muhammad Rafiq 氏

ラホール管轄地域事務所の副登録責任者

House No: 15, Block E-1,
Shahrah-e-Imam Hussain (A.S),
Gulberg III, (Near Qaddaffi Stadium), Lahore
電話：+92-42-99231983
ファックス：+92-42-99231984
電子メール：lahore@ipo.gov.pk

知的財産権執行総局（パキスタン税関）

DGIPR チーム

総局

Room No. 575, FBR House
Constitution Avenue-Islamabad
電話：051-9219649

イスラマバード所長

Room No. 354, FBR House
Constitution Avenue-Islamabad
電話：051-9209450

カラチ所長

Director General of Transit Trade, Custom House-Karachi
電話番号：02199214204

ラホール所長補佐

AFU, Customs Office
Lahore Airport

イスラマバード所長補佐

FBR House
Constitution Avenue-Islamabad

14. 報告書の概要

パキスタンは南アジアに位置する国であり、南はアラビア海に面し、東はインド、西はアフガニスタン、南西はイラン、はるか遠く北東は中国とそれぞれ国境を接する。2017 年に行われた最新の人口調査によると、パキスタンの人口は 2 億 777 万人と推定される。

パキスタンの経済状況は、パキスタン経済白書（2016～17 年）に記録された、いくつかの統計から確認できる。パキスタンの GDP 総額は 3,000 億ドル前後である。パキスタン全体の経済成長率は、9 年間で最高の年 5.28%、昨年は 4.51%であった。

パキスタンの農業部門は、GDP の 19.53%を占め、雇用の 42.3%を占める。国家統計局によれば、2015 会計年度から 2016 会計年度において、パキスタンの輸出は 208 億 1,000 万米ドル、輸入は 447 億 6,000 万米ドル、貿易収支は 239 億 6,000 万米ドルの赤字であった。

パキスタンから**輸出される主な商品**としては、既製衣類、ニットウェア、パジャマ、綿布、綿糸、タオル、完成品などの繊維製品、米その他の穀物、果物、家具、革製品、大理石、IT 及びソフトウェア、防衛装備、絨毯、ラグ、刃物類、手術器具、魚介類などが挙げられる。

パキスタンに**輸入される主な商品**としては、石油製品、原油、発電機、電気機械・器具、パーム油、鉄・スチール、プラスチック材料、液化天然ガス（LNG）などが挙げられる。

パキスタンには、模倣品の製造に携わる地域企業が数多く存在し、そうした模倣品の大半は地域市場を対象としたもので、地域で消費される。そうした企業の一部は、模倣品の輸出も手掛けている。パキスタンで製造される主な模倣品としては、食品、衣類及び織物、履物、電子設備、光学機器、写真機材、医療機器、医薬品、薬、玩具、ゲーム及びスポーツ用品、潤滑油、油、化粧品、香水及び香料、塗料、トイレタリー製品、自動車用部品、機械・部品設備、書籍及び雑誌、音楽 CD、DVD、革製品などが挙げられる。

模倣品の製造拠点はパキスタン全土に広がり、商品の性質や国内の製造中心地に応じて広がっている。これらの製造拠点は、小さな住宅内や、もっと言えば住宅地の中にある「家

内工業」のライン上にある小規模な製造単位であり、このような製造拠点は法執行機関に気付かれることなく製造を進めることができる。

同国の法律制度は、商標、特許及び意匠に対する十分な保護について規定を定めており、著作権者及び積極的かつ先を見越して法的救済を求める者は、法律の適正な手続きにより、模倣の脅威に対処することができる。

著作権、商標、特許又は意匠権を侵害する商品の輸出入に関しては、税関に対して効果的な保護を求めることができる法規条項が存在する。パキスタンの税関当局は通常、知的財産権の保護に関する問題に効果的な協力を行っている。

商標の模倣及び侵害に関しては、刑事訴訟及び刑罰が定められている。パキスタンで商標の模倣及び侵害に適用される刑法は、1860 年パキスタン刑法（Pakistan Penal Code）、1886 年刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）及び 1976 年薬事法（Drugs Act）（医薬品に関する場合のみ）である。

終局的差止命令による救済を得ることは可能である。模倣に関する民事訴訟では、逸失利益に対する損害賠償請求及び／又は不当利益の弁済を求めることができる。原告は、商標権の侵害により被った被害に関して、十分な補償を得るための損害賠償請求を行うことができる。商標権の侵害に関して、被告から獲得可能な損害賠償金の金額に制限はなく、原告は逸失利益はもちろん、被告の利益についても弁済を請求することができる。

上記の他にも、侵害訴訟においては、侵害商品の処分、侵害商品の製造に用いられた材料、金型、プレートの押収を含む、その他一定の救済も与えられる。ただし、機械や設備の押収は、一般的に刑事訴訟の場合に限り可能である。

税関当局には、知的財産権執行総局という個別の執行組織があり、同組織は IPO から知的財産権に関する情報を収集し、模倣と疑われる商品の輸出入など知的財産権の侵害の可能性に対処する、関連する税関職員と当該情報を共有する責任を負う。

警察を通じて知的財産権を執行することもできる。明白な犯罪に関わる苦情を受けた場合、警察は（供述調書の登録の有無を問わず）、模倣品を回収するための強制捜査を行う手続きをとる。

2010 年競争法（Competition Act）は、「不正なマーケティング慣行」（その根拠の一つは他者の商標の「詐欺的な利用」である）を行うことを企業に禁じる規定を設けている。パキスタン競争委員会（Competition Commission of Pakistan）は、この規程について非常に厳格な措置を講じており、不正なマーケティング慣行に関する苦情が申し立てられた場合は通常1年から2年以内に判決が下される。ただし、この場合に重要な点は、CCP は苦情に納得した場合、違反者に対して非常に重い罰金、すなわち 7,500 万ルピー（約 7 万 5,000 米ドル）を上限とする罰金を科す権限を有することである。

また、**連邦捜査局（Federal Investigation Agency：FIA）**には、模倣品ビジネスに関する犯罪に対処する模倣対策組織がある。FIA の職員には、警察が持つすべての権限（捜索、押収、調査などを含む）が与えられており、他の各種職員と同様、パキスタン刑法の詐欺及び不正行為に関する刑事規定並びに 1976 年薬事法（Drugs Act）及び 1969 年関税法（Customs Act）の関連規定に基づき、犯罪捜査を行う権限も有する。

インターネット上のオンライン模倣に関する苦情は、IP 裁判所に申し立てることができる。さらに、模倣品を押収して違反者を逮捕する業務を行う主な当局は、警察と連邦捜査局（Federal Investigation Agency：FIA）である。これに加えて、医薬品の模倣の場合は、地域衛生局員（District Health Officer）と保健省（Health Department）も関与する。

権利侵害者がドメインネームを不正に登録した場合は、民事上の救済として裁判所に訴訟を提起し、裁判所に差止命令を求め、紛争対象のドメインネームを原告に委譲する指示を求めることができる。より迅速な他の代替手段としては、紛争対象のドメインネームを獲得するために仲裁手続きを求めて、ドメインネーム紛争解決センター（Domain Name Dispute Resolution Center：DNDRC）に苦情を申し立てる方法もある。

パキスタンには、知的財産権の認知を高めるために活動している NGO 及び NPO 組織がいくつかある。消費者権利団体の中には、消費者の視点から知的財産権の認知度向上に取り組む団体もある。また、国中の商工会議所には知的財産権委員会が設けられ、これらの委員会は認知向上セミナーを実施したり、知的財産法の執行を推進するために政府と連携を図ったりしている。

［経済産業省委託事業］

パキスタンにおける模倣対策の制度及び運用状況関する調査

2018 年 3 月

禁無断転載

［調査受託］

United Trademark & Patent Services

International Intellectual Property Attorneys

Middle East, South Asia, North Africa

独立行政法人　日本貿易振興機構

ドバイ事務所

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。